

第11回野田村議会 定例会会議録

令和8年3月4日（水） 開会
令和8年3月13日（金） 閉会

野田村議会

令和8年3月 第11回野田村議会定例会会議録（第1号）

招集年月日	令和8年3月4日（水）		
招集の場所	野田村議会議場		
開 会	令和8年3月4日（水） 10時01分 宣告者 野田村議会議長 米 田 忠 一		
散 会	令和8年3月4日（水） 12時08分 宣告者 野田村議会議長 米 田 忠 一		
応招（不応招）議員 及び出席、欠席委員 出席 9名 欠席 0名	議席番号	氏 名	出欠の別
	1	山 田 陽 子	○
	2	小野寺 光 男	○
	3	中 川 大 和	○
	4	丹 野 和 子	○
	5	中 川 昇	○
	6	小野寺 豊	○
	7	前 川 安 男	○
	8		
	9	米 田 徳一郎	○
	10	米 田 忠 一	○
会議録署名議員の 氏 名	3	中 川 大 和	
	4	丹 野 和 子	
	5	中 川 昇	

地方自治法第121条 の規定により、説明 のため出席した者の 職氏名	村 長	小野寺 勝 幸
	副 村 長	小谷地 鉄 也
	教 育 長	菊 地 理
	総 務 課 長	大 沢 勝 利
	住 民 生 活 課 長	松 頭 容 子
	保 健 福 祉 課 長	神 田 康 弘
	産 業 振 興 課 長	貳 又 正 貴
	会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長	小 屋 畑 浩 明
	地 域 整 備 課 長	前 川 満
	未 来 づ くり 推 進 課 長	小 野 寺 輝 彦
	教 育 次 長	明 内 和 重
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	書 記	中 野 俊 男
	書 記	畑 田 純 一
	書 記	小 野 寺 忍
議 事 日 程	別紙のとおり	
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり	
会 議 の 経 過	別紙のとおり	

第11回野田村議会定例会会議録（令和8年3月）第1号

令和8年3月4日

（開会10時01分）

議 長 これより、本日をもって招集されました「第11回野田村議会定例会」を開会いたします。
ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しております。

議 長 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
これより、日程に入ります。

議 長 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。
会議規則第117条の規定により、当職より指名いたします。
会議録署名議員に、3番 中川大和君、4番 丹野和子君、5番 中川昇君、以上3名を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。
本定例会の会期につきましては、議会運営委員会に諮問した結果、お手元に配付しております「議会運営委員会調査報告書」のとおり、本日より13日までの10日間とされるよう答申がありました。
お諮りいたします。
本定例会の会期につきましては、本日より13日までの10日間とすることに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本定例会の会期は、本日より13日までの10日間と決定いたしました。
お諮りいたします。
議案調査等のため、3月5日、11日及び12日は、休会としたいと存じますが、これに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、3月5日、11日及び12日は、議案調査等のため、休会とすることに決定いたしました。

議 長 次に、日程第3、「諸般の報告」を行います。
村長から提出されました案件は、議案27件（承認1、議案26）であります。
次に、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による「令和7年度定期監査の結果報告」及び地方自治法第235条の2第3項の規定による「例月現金出納検査の結果報告」が提出されております。
閉会中の動向につきましては、その概要を取りまとめた、「閉会中の議長諸般

報告書」のとおりであります。

諸会議の資料は事務局に保管してありますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

議 長 次に、日程第4、「村長施政方針演述」を行います。
村長。

村 長
(村長施政方針演述 別添のとおり)

議 長 次に、日程第5、「教育行政方針演述」を行います。
教育長。

教 育 長
(教育行政方針演述 別添のとおり)
どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの各演述に対し質問のある方は、一般質問通告書により、本日の午後5時までに提出願います。

議 長 次に、日程第6、承認第1号「令和7年度野田村一般会計補正予算(第8号)の専決処分に関し承認を求めることについて」から、日程第32、議案第26号「令和8年度野田村下水道事業会計予算」までを会議規則第36条の規定により、一括して議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
村長。

村 長 提案いたしました議案第17号から第20号までの4件は人事案件でありますので、私からご説明申し上げ、議員各位のご理解ご賛同を賜りたいと存じます。
まず、議案第17号「教育長の任命に関し同意を求めることについて」であります。本年3月31日をもって任期満了となる菊地理氏を再び選任したい考えから、ご提案申し上げるものであります。菊地理氏の経歴につきましては、議案に付しております履歴書の通りであります。議員各位すでにご承知のとおり、県北教育事務所において長年にわたり久慈管内の教育の振興にご尽力したのち、野田中学校及び久慈中学校において校長を務めるなど、その優れた指導力と卓越した識見、また教育に取り組む姿勢は教育長として最適任者であると考え、ご提案申し上げるものであります。
次に、議案第18号「教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて」であります。本案は本年3月31日をもって辞職される坂本博志氏の後任として、三上達也氏を選任したい考えからご提案申し上げるものであります。

三上達也氏の経歴につきましては、議案に付しております履歴書のとおりであります。議員各位ご承知の通り、野田中学校のPTA会長を歴任されるなど、青少年の指導育成にご尽力を頂いているところであり、その優れた人格と識見は教育委員会委員として適任者であると考え、ご提案申し上げるものであります。

次に、議案第19号「野田村固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて」であります。本年3月31日をもって任期満了となる橋場敏光氏を再び選任したい考えから、ご提案申し上げます。橋場敏光氏の経歴につきましては、議案に付しております履歴書のとおりであります。漁業経営のかたわら、長く下安家漁業協同組合の理事を務められ、地域の方々からの信頼も厚く、その優れた人格と識見は固定資産評価審査委員会委員として適任者であると考え、ご提案申し上げます。

次に、議案第20号「野田村固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて」であります。同じく本年3月31日をもって任期満了となる茂石和夫氏を再び選任したい考えから、ご提案申し上げます。茂石和夫氏の経歴につきましては、議案に付しております履歴書のとおりであります。長年、農業協同組合に勤務され、その優れた人格と識見、公正な姿勢は衆目の認めるところであり、固定資産評価審査委員会の委員として適任者であると考え、ご提案申し上げます。

満場のご同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議 長 副村長。

副 村 長 ただいま、村長からご説明申し上げました人事案件を除く、承認1件、議案22件の提案理由についてご説明申し上げます。

まず、承認第1号「令和7年度野田村一般会計補正予算（第8号）の専決処分に関し承認を求めることについて」申し上げます。この補正予算は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する経費について、予算措置を講じるため、専決処分をしたものであります。1ページをお開き願います。第1条。歳入歳出予算の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ667万7,000円を追加し、補正後の予算総額を50億3,783万3,000円としたところであります。款及び項の補正額は、2ページから5ページまでの第1表 歳入歳出予算補正のとおりであります。

次に、議案第1号「令和7年度野田村一般会計補正予算（第9号）」について申し上げます。提案の理由になりますが、今回の補正は、財政調整基金積立金、保育所運営委託費及びがんばるのだ応援基金積立金等に要する経費のほか、早急に対応を要するものについて補正しようとするものであります。第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ2,710万4,000円を減額し、補正後の予算総額を50億1,072万9,000円にしようとするものであります。款及び項の補正額は、2ページから5ページまでの第1表 歳入歳出予算補正のとおりであります。第2表 繰越明許費につきましては、6ページをお開き願います。第2表 繰越明許費のとおり、戸籍附票システム改修事業ほか5件について、事業費を翌年度に繰り越ししようとするものであります。第3表 地方債の補正につきましては、7ページをお開き願います。第3表 地方債補正のとおり、農業振興施設整備事業を新たに追加するほか、6件の限度額を変更し

ようにするものであります。

次に、議案第2号「令和7年度野田村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」について申し上げます。今回の補正は、療養給付費等に要する経費のほか、早急に対応を要するものについて補正しようとするものであります。第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ662万2,000円を追加し、補正後の予算総額を5億751万3,000円にしようとするものであります。款及び項の補正額は2ページから5ページまでの第1表、歳入歳出予算補正のとおりであります。

次に、議案第3号「令和7年度野田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について申し上げます。今回の補正は、後期高齢者医療広域連合納付金に要する経費について補正しようとするものであります。第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ256万6,000円を追加し、補正後の予算総額を5,770万1,000円にしようとするものであります。款及び項の補正額は2ページから5ページまでの第1表、歳入歳出予算補正のとおりであります。

次に、議案第4号「令和7年度野田村下水道事業会計補正予算（第3号）」について申し上げます。第2条、収益的収入及び支出の補正であります。第1款、公共下水道事業を456万7,000円、第2款、農業集落排水事業を30万8,000円、第3款、漁業集落排水事業を14万9,000円それぞれ減額しようとするものであります。第3条、資本的収入及び支出の補正であります。不足する額を1,069万1,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を142万8,000円に、引継金を926万3,000円にそれぞれ改め、2ページになります。収入、第1款、公共下水道事業資本的収入を910万円、第2款、農業集落排水事業資本的収入を90万円、第3款、漁業集落排水事業資本的収入を20万円。支出、第1款、公共下水道事業資本的支出を899万3,000円、第2款、農業集落排水事業資本的支出を93万円、第3款、漁業集落排水事業資本的支出を20万4,000円それぞれ減額しようとするものであります。

第4条、企業債の補正であります。公共下水道事業ほか2件の限度額を変更しようとするものであります。第5条、他会計からの補助金の補正であります。補助を受ける金額を1億1,736万8,000円に改めようとするものであります。

次に、議案第5号「野田村課設置条例の一部を改正する条例」について申し上げます。この条例は、行政機構の改革に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第6号「がんばるのだ応援寄附条例の一部を改正する条例」について申し上げます。この条例は、新たな野田村総合計画の策定に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第7号「特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。この条例は、諸般の情勢に鑑み、特別職の職員の給料及び報酬の額を改定しようとするものであります。

次に、議案第8号「野田村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。この条例は、諸般の情勢に鑑み、議員報酬の額を改定しようとするものであります。

次に、議案第9号「野田村福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例」について申し上げます。この条例は、基金の額を減額するほか、所要の改定しようとするものであります。

次に、議案第10号「野田村国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正する条例」について申し上げます。この条例は、基金の額を減額するほか、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第11号「野田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について申し上げます。この条例は、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第12号「野田村火入れに関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。この条例は、久慈広域連合の火災予防条例の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第13号「児童館設置条例を廃止する条例」について申し上げます。この条例は、玉川児童館を廃止しようとするものであります。

次に、議案第14号「観光特産品展示館条例を廃止する条例」について申し上げます。この条例は、観光特産品展示館を廃止しようとするものであります。

次に、議案第15号「野田村総合計画の基本構想及び基本計画を策定することに関し議決を求めること」について申し上げます。本案は、野田村総合計画の基本構想及び基本計画を策定しようとするものであります。

次に、議案第16号「野田村過疎地域持続的発展計画を策定することに関し議決を求めること」について申し上げます。本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく計画を策定しようとするものであります。

次に、「令和8年度各会計予算書ファイル」をご用意いたします。「一般」をお開き願います。議案第21号「令和8年度野田村一般会計予算」について申し上げます。まずはじめに、令和8年度の予算編成にあたりましては、交流物産等複合施設や野田小学校整備事業などの大型事業が完了し、今後は野田村総合計画や野田村国土強靱化地域計画等、着実に推進するため、限られた財源の効果的な活用に努めたところであります。

それでは予算の概要について、1ページから順次ご説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億2,065万7,000円に定めようとするものであります。この予算規模は骨格予算ではありましたが、前年度当初予算額と比較いたしまして、5億8,604万3,000円の減額となっております。10、11ページをお開き願います。

歳入の主な項目につきまして、本年度予算額と前年度予算額の比較で申し上げます。1款、村税は3億7,329万4,000円で908万3,000円の増。10款、地方交付税は16億8,310万4,000円で1億153万9,000円の増。14款、国庫支出金は4億8,514万5,000円で1億7,142万9,000円の減。18款、繰入金は6億3,356万9,000円で6,679万5,000円の減。21款、村債は1億9,740万円で4億1,210万円の減などであります。

12、13ページをお開き願います。歳出の主な項目につきまして、本年度予算額と前年度予算額の比較で申し上げます。2款、総務費は7億257万7,000円で1億3,126万1,000円の減。6款、農林水産業費は3億3,416万1,000円で5,559万9,000円の減。10款、教育費は3億3,732万6,000円で4億6,353万5,000円の減などであります。第2条、債務負担行為につきましては、6ページをお開き願います。第2表、債務負担行為のとおり、漁業近代化資金利子補給ほか5件について、期間及び限度額を定めようとするものであります。第3条、地方債につきましては、7、8ページになります。第3表、地方債のとおり、企画施設整備事業ほか14件について、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めようとするものであります。1ページにお戻りください。

第4条、一時借入金につきましては、その最高額を3億円に定めようとするものであります。第5条、歳出予算の流用につきましては、同一款内で流用できる経費について定めようとするものであります。

次に、「国保」をお開き願います。議案第22号「令和8年度野田村国民健康保険事業特別会計予算」について申し上げます。第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,724万9,000円に定めようとするものであります。この予算規模は、前年度予算額と比較いたしまして、874万5,000円の増額となっております。2ページをお開き願います。歳入の主なものは、1款、国民健康保険税7,280万8,000円。5款、県支出金3億7,643万3,000円。7款、繰入金4,641万9,000円などであります。3ページになります。歳出の主なものは、2款、保険給付費3億5,790万8,000円。3款、国民健康保険事業費納付金1億1,229万7,000円などであります。1ページに戻りますが、第2条、一時借入金につきましては、その最高額を3,000万円に定めようとするものであります。

次に、「後期」をお開き願います。議案第23号「令和8年度野田村後期高齢者医療特別会計予算」について申し上げます。第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,458万7,000円に定めようとするものであります。この予算規模は、前年度予算額と比較いたしまして966万8,000円の増額となっております。2ページをお開き願います。歳入の主なものは、1款、後期高齢者医療保険料4,123万8,000円。3款、繰入金2,334万3,000円などであります。3ページになります。歳出の主なものは、2款、後期高齢者医療広域連合納付金6,438万3,000円などであります。

次に、「国民宿舎」をお開き願います。議案第24号「令和8年度野田村国民宿舎事業特別会計予算」について申し上げます。第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,301万4,000円に定めようとするものであります。この予算規模は、前年度予算額と比較いたしまして267万5,000円の増額となっております。2ページをお開き願います。歳入の主なものは、1款、繰入金2,301万3,000円などであります。3ページになります。歳出の主なものは、1款、事業費2,271万4,000円などであります。

次に、「簡易水道」をお開き願います。議案第25号「令和8年度野田村簡易水道事業会計予算」について申し上げます。第2条、業務の予定量は、給水戸数を1,693戸、総配水量は71万3,975立方メートルを予定しております。第3条、収益的収入及び支出であります。収入は1億2,947万5,000円を、支出は1億3,127万5,000円を計上しております。第4条、資本的収入及び支出であります。収入は3,681万1,000円を、支出は3,682万2,000円を計上しております。2ページをお開き願います。第5条、企業債は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について表のとおり定めようとするものであります。第6条、一時借入金は、借入限度額を9,000万円に定めようとするものであります。第7条から9条までは、地方公営企業法の規定により、予定支出の各項の経費の金額の流用等について、それぞれ起債のとおり定めようとするものであります。

次に、「下水道」をお開き願います。議案第26号「令和8年度野田村下水道事業会計予算」について申し上げます。第2条、業務の予定量は、公共下水道事業の汚水処理戸数を946戸、年間総処理水量は19万2,796立方メートル。農業集落排水事業の汚水処理戸数を141戸、年間総処理水量は3万5,863立方メートル。漁業集落排水事業の汚水処理戸数を37戸、年間総処理水量は8,488立方メートルを予定しております。主な建設改良事業は、公共下水道事業の下水道監視

装置更新事業1,318万8,000円。処理場脱臭設備更新事業1,713万4,000円。農業集落排水事業の下水道監視装置更新事業188万4,000円などを計上しております。第3条、収益的収入及び支出であります。収入は、公共下水道事業収益に2億2,749万円。2ページの農業集落排水事業収益に4,158万円。漁業集落排水事業収益に1,497万5,000円を計上しております。支出は、公共下水道事業費用に2億2,969万円。農業集落排水事業費用に4,198万円。漁業集落排水事業費用に1,507万5,000円を計上しております。第4条、資本的収入及び支出であります。収入は、公共下水道事業資本的収入に6,825万円。3ページの農業集落排水事業資本的収入に546万円。漁業集落排水事業資本的収入に199万8,000円を計上しております。支出は、公共下水道事業資本的支出に1億4,369万3,000円。農業集落排水事業資本的支出に1,858万2,000円。漁業集落排水事業資本的支出に775万3,000円を計上しております。第5条、企業債は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について、表のとおり定めようとするものであります。4ページの第6条、一時借入金は、借入限度額を9,000万円に定めようとするものであります。第7条から第9条までは、地方公営企業法の規定により、予定支出の各項の経費の金額の流用等について、それぞれ起債のとおり定めようとするものであります。

以上で提案理由の説明といたします。よろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 以上で、提案理由の説明が終わりました。

議 長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました、承認第1号から議案第26号までのうち、承認第1号、議案第1号から第4号、議案第17号から議案第20号までの計9件を本日審議し、そのほかの議案18件につきましては、3月13日の会議において、審議することにしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号、議案第1号から第4号、議案第17号から議案第20号までの計9件を本日審議し、そのほかの議案につきましては、3月13日の会議において審議することに決定いたしました。

議 長 次に、「議案の委員会付託について」お諮りいたします。

議案第21号から第26号までの「令和8年度各会計予算」については、野田村議会委員会条例第5条及び野田村議会会議規則第38条第1項の規定に基づき、当職を除く議員全員による「予算特別委員会」を設置し、これに付託して審査を行いたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号から第26号までの審査につきましては、「予算特別委員会」を設置し、これに付託することに決定いたしました。

議長 それでは、委員会条例第8条第1項の規定により、予算特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、本会議場に、予算特別委員会を招集します。

互選につきましては、委員会条例第8条第2項の規定により、出席委員の年長委員である、米田徳一郎委員にお願いします。

委員長及び副委員長が決定するまでの間、本会議を休憩いたします。

(休憩 11時16分)

(予算特別委員会委員長、副委員長の選任)

(開始 11時16分)

米田委員 年長委員の米田徳一郎でございます。
委員長が選任されるまでの間、ご協力をよろしくお願いいたします。

米田委員 予算特別委員会委員長の選任方法につきまして、お諮りいたします。
選任の方法は、推薦の方法で行うことにしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(なしの声)

米田委員 ご異議なしと認めます。
選任の方法は推薦の方法で行うことに決定いたしました。
どなたか、適任者を推薦していただきたいと思います。
山田委員。

山田委員 委員長に、中川大和委員を推薦します。

米田委員 ほかにありませんか。

(なしの声)

米田委員 予算特別委員会委員長に、中川大和委員の推薦がありました。
お諮りいたします。
ただいまの推薦のとおり、中川大和委員を予算特別委員会委員長に選任することにご異議ありませんか。

(なしの声)

米田委員 ご異議なしと認めます。
よって、中川大和委員が予算特別委員会委員長に選任されました。
以上で、年長委員としての職務を終わりました。
ご協力感謝いたします。
委員長の登壇をお願いします。

(委員長の登壇)

委員長 予算特別委員会の委員長に選任されました、中川大和でございます。よろしく
お願いいたします。
お諮りいたします。

予算特別委員会副委員長の選任の方法につきましては、指名推薦の方法で行い、指名の方法は当職が指名することにしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

(なしの声)

委員長 ご異議なしと認めます。
よって、選任の方法は指名推薦の方法で行い、指名の方法は当職が指名することに決定いたしました。
予算特別委員会の副委員長に中川昇委員を指名いたします。
お諮りいたします。
ただいま指名いたしました中川昇委員を選任することに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

委員長 ご異議なしと認めます。
よって中川昇委員が予算特別委員会副委員長に選任されました。
以上で、副委員長の互選が終わりました。

委員長 なお、次の委員会は、3月9日、午前10時から、令和8年度予算の審査を行います。
本日は、これにて散会いたします。

(散会 11時20分)

(ここまで、予算特別委員会委員長、副委員長の選任)

(再開 11時21分)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しております。
日程を続行いたします。

議長 この際、諸般の報告をいたします。
予算特別委員会委員長から、正副委員長が選任された旨報告がありました。
委員長に中川大和委員、副委員長に中川昇委員、以上であります。

議長 それでは、承認第1号、議案第1号から第4号、議案第17号から議案第20号までの各議案について審議を行います。

議長 議案第17号「教育長の任命に関し同意を求めることについて」の審議を行います。
ここで、教育長の退場を求めます。
(教育長 退場)

議長 これより、本案に対し質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論であります。討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
採決いたします。
議案第17号は、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

議 長 起立全員。
本案は、原案に同意することに決定いたしました。

議 長 教育長の入場を認めます。
(教育長 入場)

議 長 ここで、教育長より、発言を求められておりますので、これを許します。
教育長。

教 育 長 このたび、野田村議会のご同意を賜り、令和8年4月1日付で教育長に再任されました。今後3年間の任期に思いをはせますと、改めてその職責の重さと責任の大きさを痛感し、身の引き締まる思いでございます。これまでの任期におきましては、野田小学校の新築移転に伴う諸事業の推進や環境整備と共に、小中連携教育の推進や、野田村だからこそできる復興教育の充実、生涯学習、生涯スポーツの振興など、これまで以上に学校教育や村民の学習環境が充実するよう努めてまいりました。近年、教育を取り巻く環境は急速に変化し、課題も多様化しております。しかし、どのような時代にあっても、子どもたちがこの野田村を愛し、夢と希望をもって未来をたくましく創造していく資質と能力を育み、全ての村民があらゆる機会や場所で、自らの学びを充実させることができるように環境を整えることが、私たち教育行政の使命だと考えております。今後もこれまで築いてきた信頼と協同の基盤を大切にしながら、教職員、保護者、地域の皆様と力を合わせ、より充実した野田村の教育の実現に全力を尽くしてまいります。引き続き議員各位ならびに村民の皆様のご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願いを申し上げ、再任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 次に、議案第18号「教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて」の審議を行います。
本案に対し質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に、討論であります。討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
それでは採決いたします。議案第18号は、原案に同意することに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案に同意することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第19号「野田村固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて」の審議を行います。
本案に対し質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に、討論であります。討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
それでは採決いたします。議案第19号は、原案に同意することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案に同意することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第20号「野田村固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて」の審議を行います。
本案に対し質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に、討論であります。討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
それでは採決いたします。議案第20号は、原案に同意することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案に同意することに決定いたしました。

議 長 次に、承認第1号「令和7年度野田村一般会計補正予算（第8号）の専決処分に関し承認を求めることについて」を審議いたします。
専決内容の説明を求めます。
総務課長。

総務課長 ただいま議題となりました、承認第1号「令和7年度野田村一般会計補正予算（第8号）の専決処分に関し承認を求めること」につきまして、その予算内容についてご説明申し上げます。この先決処分は、去る2月8日執行されました衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行にかかる経費について先決処分をしたことから、議会の承認を求めるものであります。はじめに、歳入についてご説明いたします。12、13ページをお開き願います。15款「県支出金」667万7,000円の増額は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行経費市町村交付金を措置しております。次に、歳出についてご説明いたします。14、15ページをお開き願います。2款、「総務費」667万7,000円の増額は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行にかかる経費を措置しております。以上で、説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。

議 長 ほかに質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に、討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
承認第1号は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第1号「令和7年度野田村一般会計補正予算（第9号）」の議案内容の説明を求めます。
総務課長。

総務課長 ただいま議題となりました、議案第1号「令和7年度野田村一般会計補正予算（第9号）」につきまして、その予算内容についてご説明いたします。説明は事項別明細書に従い、主な事業につきまして、款、項ごとに順を追って、ご説明いたします。なお今回の補正予算は、事務事業の決算見込みにより調整をし、計上しているところであります。
はじめに歳入ですが、14、15ページをお開き願います。1款「村税」1,290万円の増額は、1項、村民税の個人村民税800万円の増額。2項、固定資産税490万円の増額を計上しております。9款「地方特例交付金」257万5,000円の増額

は、交付決定に基づき計上しております。14款「国庫支出金」826万9,000円の減額は、1項、国庫負担金の1目、民生費国庫負担金の「子どものための教育・保育給付交付金」1,079万6,000円の増額。「児童手当交付金」396万4,000円の減額。次に2項、国庫補助金ですが、16、17ページをお開き願います。4目、土木費国庫補助金の「防災・安全社会資本整備交付金（道路）」995万3,000円の減額、「社会資本整備総合交付金（住宅）」692万9,000円の減額等を相殺し、計上しております。次に、18、19ページをお開き願います。17款「寄附金」1,497万6,000円の増額は、1項、寄附金の「がんばるのだ応援寄附金」799万9,000円の増額、その下の「企業版ふるさと納税寄附金」399万9,000円の増額等を計上しております。18款「繰入金」687万3,000円の減額は、「村債管理基金繰入金」1,828万1,000円の増額、「公共施設等整備基金繰入金」1,134万円の減額、「がんばるのだ応援基金繰入金」361万5,000円の減額、「村営住宅整備等基金繰入金」665万円の減額。「森林環境譲与税基金繰入金」342万8,000円の減額等を充当先の事業の実績見込みにより計上しております。次に、20、21ページをお開き願います。21款「村債」3,170万円の減額は、4目、土木債の「村道舗装補修事業債」1,150万円の減額。「村道大葛日形井線現道拡幅事業債」430万円の減額。6目、教育費の「野田小学校整備事業債」810万円の減額等を充当先の事業の実績見込みにより計上しております。

次に、歳出について主な事業を説明いたします。22、23ページをお開き願います。2款「総務費」8,872万7,000円の増額は、1項、総務管理費の1目、一般管理費の5つ目のマルになります「情報管理経費」2,084万5,000円の減額。6目、財政調整基金費の「財政調整基金積立金」1億3,166万4,000円の増額。7目、企画費の「地域おこし協力隊活動経費」402万6,000円の減額。「企画管理経費」487万6,000円の減額。24、25ページをお開き願います。10目、ふるさと振興費の「ふるさと納税経費」883万3,000円の減額、「がんばるのだ応援基金積立金」795万8,000円の増額等を計上しております。次に、26、27ページをお開き願います。3款「民生費」2,293万1,000円の減額は、1項、社会福祉費の1目、社会福祉総務費の4つ目のマルになります「自立支援給付等事業」300万円の減額。「定額減税補足給付金（不足額給付）給付事業」1,076万円の減額。次に、28、29ページをお開き願います。2項、児童福祉費の2目、児童措置費の「保育所運営委託費」1,464万4,000円の増額。「児童手当」362万円の減額。3項、災害救助費の「災害援護資金貸付金償還金」652万5,000円の減額等を計上しております。次に、4款「衛生費」549万3,000円の減額は、2項、清掃費の30、31ページになります。「久慈広域連合負担金（じん芥処理）」386万3,000円の減額等を計上しております。次に、6款「農林水産費」2,438万3,000円の減額は、1項、農業費の1目、農業総務費の「地域おこし協力隊活動経費」685万6,000円の減額。2項、林業費の1目「立木調査業務委託経費」550万円の減額。3項の水産業費の「地域おこし協力隊活動経費」476万1,000円の減額等を計上しております。次に、32、33ページをお開き願います。7款「商工費」330万円の減額は「地域新事業チャレンジ応援補助金」300万円の減額等を計上しております。8款「土木費」4,373万7,000円の減額は、2項、道路橋りょう費の2目、道路維持費の「村道舗装補修事業」1,550万円の減額、3目、道路橋りょう新設改良費の「村道大葛日形井線道路改良事業」950万円の減額。4項、都市計画費の「下水道事業会計補助金」561万5,000円の減額。次に、5項、住宅費であります。34、35ページをお開き願います。「門前小路第2団地住宅改修事業」953万7,000円の減額。「上明内住宅改修事業」305万8,000円の減額等を計上しております。

9 款「消防費」620万2,000円の減額は、2 目、非常備消防費の「補助金」325万8,000円の減額等を計上しております。10款「教育費」806万7,000円の減額は、2 項、小学校費の36、37ページになります「野田小学校整備事業」403万5,000円の減額等を計上しております。以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
山田陽子君。

山田議員 何点かについて質問いたします。22、23ページの一番下「野田村パエリアプロジェクト」199万1,000円の減の理由。それと、その同じ枠の中の「地域おこし協力隊活動経費」、これについてはそれぞれの科目等で減になってる、ここでは活動経費が402万6,000円。次のページについては、「地域おこし協力隊起業支援補助金」ということで100万円減という、これについても伺いたいですし、あと30、31ページの下段の方ですね。水産関係のところでも活動経費が減になっていると。同じ31ページの農業総務費のところでも685万6,000円と次のページの水産業振興費の活動経費で65万8,000円の減ということでありますけれども、これらの理由について詳細を伺います。

議 長 未来づくり推進課長。

未来づくり推進課長 山田議員のご質問にお答えします。まず23ページの一番下段の「野田村パエリアプロジェクト」の減額の理由でございますが、こちらの事業は、岩手県の地域経営推進費を活用して行っている事業でございます。今年度は主な事業内容といたしまして、料理研究家の先生からレシピを作っていただいて普及に努める内容を主な内容として、事業計画を県に提出したところですね、ヒアリングを受けた際に、事業内容について目的や内容について、これまでと事業の方向性が異なるとの指摘を受けるとともに、事業内容を再度検討するように指示がございました。その指示を踏まえて、委託予定先と費用面、内容面等の見直しについて、調整を試みましたが、最終的に折り合いがつかず、当初予定していた内容での実施が困難となったものでございまして、事業内容を一部変更しての実施に向けて、検討調整を進めてまいりましたが、新たな委託先の確保とか事業内容の検討に時間を要してしまい、年度後半に事業着手して、繰り越して事業実施をするように検討いたしましたけれども、地域経営推進費の繰り越しはできないということで、やむを得ず、今年度事業を中止することとなったものでございまして、歳入歳出とも皆減しているものでございます。続きまして、「地域おこし協力隊活動経費」402万6,000円の減額でございますが、こちらは着任がなかったことに伴い、給料282万2,000円、手当等が120万4,000円を減額したものでございます。続きまして、25ページの上段の「地域おこし協力隊起業支援補助金」でございます。こちらは、地域おこし協力隊を卒業された方が起業する際に活用できる補助金でございます。申請の見込みがないということで、減額しているものでございます。以上でございます。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 山田議員のご質問にお答えします。31ページの農業総務費の「地域おこし協力隊活動経費」につきましてでございます。685万6,000円減額しております。

す。こちらは、新規の1人分、そして、途中で退任されました1人分延べ、2人分の経費となっております。人件費660万円分、そして、業務委託料の35万円などが減額となっております。続きまして、水産総務費の中の「地域おこし協力隊活動経費」こちらも減額を行っております。476万1,000円の補正減としております。こちらと同じくですね、新規の隊員1人分の予算を計上しておりますが、こちらの人件費分、そして、車両の借り上げ分ですね、46万円ほど減額ということで、1人分の経費、そして、人件費分を減額をしているというものでございます。もう1件でございます。地域おこし協力隊の活動経費になります。こちらの方は、水産業の受け入れの体験委託料として予算を確保しておりましたけれども、こちらも案件がございませんでしたので、補正の方で減額しております。65万8,000円の減となっております。以上でございます。

議 長 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。
小野寺豊君。

小野寺豊議員 31ページの下段、12節、委託料の「立木調査業務委託経費」減額の事業の内容をお知らせください。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 小野寺豊議員のご質問にお答えします。「立木調査業務委託経費」を550万円の減額としております。こちらは、森林経営管理制度に係る立木調査の業務委託を想定しておりましたが、本年度に関しましては、予定していた案件が少数ということでございましたので、今後展開できる状況に整理次第、事業を展開してまいりたいと思っております。3月補正におきまして、550万円を減額をしている内容でございます。以上でございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。
中川昇君。

中川昇議員 6ページの第2表、繰越明許費についてお伺いをいたします。6件ほど次年度に繰り越すということでございますが、それぞれの繰り越す理由についてお伺いいたします。

議 長 住民生活課長。

住民生活課長 中川昇議員のご質問にお答えします。まず、繰越明許費の一番上「戸籍附票システム改修事業」についてでございますけれども、こちらは戸籍の附票に旧字の記載をするためのシステム改修でございますけれども、交付決定及び事業の要綱等について示されましたのが、今年度末1月下旬になってからでございますので、今回、歳入歳出とも予算計上をさせていただきまして、次年度に繰り越しして実施したいと考えております。以上です。

議 長 未来づくり推進課長。

未来づくり推進課長 中川昇議員のご質問にお答えします。2段目の「生活者支援対策

事業」1億433万9,000円の繰り越しでございますけれども、今実施してございます、村民一人当たり2万5,000円の商品券の配付の事業でございます、こちらを翌年度に繰り越すものでございます。以上です。

議 長 保健福祉課長。

保健福祉課長 3段目でございます、「物価高対応子育て応援手当給付事業」80万円の繰り越しとしております。こちらにつきましては、物価高子育て応援手当ということで、子ども一人当たり2万円を給付している事業でございます。その中で未申請の方がまだ40件ほどということで、その分で40人×2万円で80万円を繰り越ししたいものでございます。以上でございます。

議 長 地域整備課長。

地域整備課長 農林水産業費の「漁港再生交付金事業」でございますけれども、こちらは、下安家漁港におきまして今現在、上屋沖防波堤等整備しておりますが、漁期との調整によりまして、工事を中断する期間が発生するということで繰り越しして行うものでございます。「村道舗装補修事業」でございますが、こちらでも交付金の配分が少なかったもので、そのあと起債の二次申請というものをしております、その決定が2月ということで、それを待っての実施ということで、これも繰り越しするものでございます。「玉川インターチェンジ整備必要性検討事業」でございますが、こちらは、調査のほうは進んでおりますけれども、これから勉強会等開催するにあたりまして、宮古の三陸国道事務所にもお願いをしております、その委員等構成の関係から繰り越しして継続して実施するというものでございます。以上でございます。

議 長 ほかに質疑ありませんか。
山田陽子君。

山田議員 すいません、先ほど再質問すればよかったものなんですけれども、この地域おこし協力隊の活動経費がおよそ3名ですか、全体として新規を見込んでいたそれぞれのところ合計で3名ほどあるようなんですけど、なかなか野田村に。募集は現実としてしているわけなんですけれども、今回そういう方々が来てもらえなかったことについて分析されているのかどうか。今後のこともございますので。それと、影響等については今回なかったものかどうか、その2点について伺います。

議 長 未来づくり推進課長。

未来づくり推進課長 山田議員のご質問にお答えします。地域おこし協力隊の募集につきまして、実績としては今回応募がなくて、みな皆減となつてございますけれども、募集はしているんですけれどもやっぱりPR不足の面もあるのかなとは考えてございます。あと影響等は特にはございません。以上です。

議 長 ほかに質疑ありませんか。
中川大和君。

中川大和議員 25ページ、10目のふるさと振興費の「ふるさと納税経費」マイナスの883万3,000円と、その下の「がんばるのだ応援基金積立金」795万8,000円。どちらもふるさと納税に関わることだと思いますが、件数は確定だと思うのですが、どの程度あったのかお聞きいたします。

議 長 未来づくり推進課長。

未来づくり推進課長 中川大和議員のご質問にお答えします。「ふるさと納税経費」883万3,000円減額でございますが、実績見込み額に見込んで、報償費が678万5,000円、手数料が66万1,000円、委託料が138万7,000円の減額をしてございます。「がんばるのだ応援基金積立金」795万8,000円でございますが、こちらは本年度の見込み額を見込みでの金額としてございまして、件数につきましては途中経過でございますので、今現在1月末で608件の寄附をいただいております。以上です。

議 長 中川大和君。

中川大和議員 ふるさと納税、たいへん最近力を入れているなというふうに思っていたのですが、なんか少ないなというふうな感じがするのですが、その原因等々はお分かりですか。

議 長 未来づくり推進課長。

未来づくり推進課長 ふるさと納税の少ない原因でございますけれども、野田村に事業所がございました水産物を扱う企業が撤退したことが、おもな原因と見込んでおります。以上です。

議 長 ほかに質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に、討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、議案第2号「令和7年度野田村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」の議案内容の説明を求めます。
住民生活課長。

住民生活課長　ただいま議題となりました、議案第2号「令和7年度野田村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」につきまして、予算内容のご説明を申し上げます。

歳入からご説明いたします。12、13ページをご覧ください。1款「国民健康保険税」1,250万円の減額は、収入見込み額により計上しております。4款「国庫支出金」151万8,000円の減額は、「子ども・子育て支援事業補助金」の対象事業が令和8年度の実施変更になったことによるものでございます。5款「県支出金」1,090万7,000円の増額は、普通交付金1,041万円、特別交付金49万7,000円を交付見込み額により計上しております。7款「繰入金」969万1,000円の増額は、1項1目、一般会計繰入金130万9,000円の減額、2項2目、福祉医療資金貸付基金からの繰入金550万円と、2項3目、国民健康保険高額療養資金貸付基金からの繰入550万円の増額をそれぞれ見込んで計上しております。

次に歳出でございますが、16、17ページをご覧ください。1款「総務費」582万9,000円の減額は、1項1目、総務管理費329万9,000円、2項1目、徴税費253万円をそれぞれ支出見込み額により計上しております。2款「保険給付費」1,102万3,000円の増額は、1項1目、療養給付費629万4,000円、2項1目、高額療養費516万3,000円、2項2目、高額介護合算療養費6,000円の増額、4項1目、出産育児一時金50万円の減額、5項1目、葬祭費6万円の増額をそれぞれ支出見込み額により計上しております。5款「保健事業費」176万円の減額は、1項1目、保健衛生普及費64万円、2項1目、特定健康診査等事業費112万円を支出見込み額により減額計上しております。6款「諸支出金」318万8,000円の増額は、1項3目、普通交付金等償還金を過年度分の返還金を計上しております。

以上で補正予算の内容についての説明を終わります。

議　長　これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
（なしの声）

議　長　質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に、討論に入ります。討論ありませんか。
（なしの声）

議　長　討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
（なしの声）

議　長　ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

議　長　次に、議案第3号「令和7年度野田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の議案内容の説明を求めます。
住民生活課長。

住民生活課長　ただいま議題となりました、議案第3号「令和7年度野田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」につきまして、予算内容のご説明を申し上げ

げます。

歳入からご説明いたします。予算書の12、13ページをご覧ください。1款「後期高齢者医療保険料」344万8,000円の増額は、1項1目、特別徴収保険料104万6,000円、1項2目、普通徴収保険料240万2,000円を収入見込み額により計上しております。3款「繰入金」93万6,000円の減額は、保険基盤安定事業費繰入金を今年度算定額により計上しております。5款「繰越金」5万4,000円の増額は、前年度繰越金の確定額を計上しております。

次に、歳出でございますが、14、15ページをご覧ください。2款「後期高齢者医療広域連合納付金」256万6,000円の増額は、後期高齢者医療広域連合納付金を支出見込み額に合わせて計上しております。

以上で補正予算の内容についての説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に、討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、議案第4号「令和7年度野田村下水道事業会計補正予算（第3号）」の議案内容の説明を求めます。
地域整備課長。

地域整備課長 ただいま議題となりました、議案第4号「令和7年度野田村下水道事業会計補正予算（第3号）」につきまして、その内容をご説明いたします。

第2条、収益的収入及び支出の補正についてご説明いたします。14ページをお開き願います。収入からでございます。1款「公共下水道事業収益」の1項、営業収益44万4,000円の減額は、3目、国庫補助金の減額を計上しております。2項、営業外収益412万3,000円の減額は、2目、他会計補助金561万5,000円の減額と5目、雑収益、米田地区汚水処理経費負担金になりますが149万2,000円の増額を計上しております。2款「農業集落排水事業収益」2項、営業外収益30万8,000円の減額は2目、他会計補助金の減額を計上しております。3款「漁業集落排水事業収益」の2項、営業外収益14万9,000円の減額は2目、他会計補助金の減額を計上しております。

続いて支出についてご説明いたします。15ページをご覧ください。1款「公共下水道事業費用」の1項、営業費用456万7,000円の減額は、1目、管渠費の工事請負費101万2,000円の減額、4目、総係費355万5,000円の減額を計上しております。2款「農業集落排水事業費用」の1項、営業費用30万8,000円の減額

は、1目、管渠費180万円の減額、4目、総係費149万2,000円の増額を計上しております。3款「漁業集落排水事業費用」の1項、営業費用14万9,000円の減額は、1目、管渠費14万9,000円の減額を計上しております。

次に第3条、資本的収入及び支出の補正についてご説明いたします。16ページをお開き願います。収入からでございますが、1款「公共下水道事業資本的収入」の1項、企業債910万円の減額は1目、建設改良債の減額を計上しております。2款「農業集落排水事業資本的収入」の1項、企業債90万円の減額は、1目、建設改良債の減額を計上しております。3款「漁業集落排水事業資本的収入」の1項、企業債20万円の減額は、1目、建設改良債の減額を計上しております。

続いて支出についてご説明いたします。17ページをご覧ください。1款「公共下水道事業資本的支出」の1項、建設改良費573万7,000円の減額は3目、処理場建設改良費の逆洗排水管漏水補修工事等の減額を計上しております。2項、固定資産購入費325万6,000円の減額は、2目、固定資産購入費の公営企業会計支援業務委託料の減額を計上しております。2款「農業集落排水事業資本的支出」の1項、建設改良費31万9,000円の減額は、3目、処理場建設改良費の非常用エンジンポンプ更新工事の減額を計上しております。2項、固定資産購入費61万1,000円の減額は、2目、無形固定資産購入費の公営企業会計支援業務委託料の減額を計上しております。3款「漁業集落排水事業資本的支出」の2項、固定資産購入費20万4,000円は同じく、公営企業会計支援業務委託料の減額を計上しております。以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に、討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

議 長 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。
なお、次の会議は、3月6日、午前10時から、「一般質問」を行います。
本日は、これにて散会いたします。

(閉会 12時08分)

令和8年3月 第11回野田村議会定例会会議録（第2号）			
招集年月日	令和8年3月4日（水）		
招集の場所	野田村議会議場		
開 会	令和8年3月6日（金） 10時01分 宣告者 野田村議会議長 米 田 忠 一		
散 会	令和8年3月6日（金） 15時18分 宣告者 野田村議会議長 米 田 忠 一		
応招（不応招）議員 及び出席、欠席委員 出席 9名 欠席 0名	議席番号	氏 名	出欠の別
	1	山 田 陽 子	○
	2	小野寺 光 男	○
	3	中 川 大 和	○
	4	丹 野 和 子	○
	5	中 川 昇	○
	6	小野寺 豊	○
	7	前 川 安 男	○
	8		
	9	米 田 徳一郎	○
	10	米 田 忠 一	○
会議録署名議員の 氏 名	3	中 川 大 和	
	4	丹 野 和 子	
	5	中 川 昇	

地方自治法第121条 の規定により、説明 のため出席した者の 職氏名	村 長	小野寺 勝 幸
	副 村 長	小谷地 鉄 也
	教 育 長	菊 地 理
	総 務 課 長	大 沢 勝 利
	住 民 生 活 課 長	松 頭 容 子
	保 健 福 祉 課 長	神 田 康 弘
	産 業 振 興 課 長	貳 又 正 貴
	会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長	小 屋 畑 浩 明
	地 域 整 備 課 長	前 川 満
	未 来 づ くり 推 進 課 長	小 野 寺 輝 彦
	教 育 次 長	明 内 和 重
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	書 記	中 野 俊 男
	書 記	畑 田 純 一
	事 務 員	大 沢 理 恵
議 事 日 程	別紙のとおり	
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり	
会 議 の 経 過	別紙のとおり	

第11回野田村議会定例会会議録（令和8年3月）第2号

令和8年3月6日

（開会10時01分）

議 長 これより、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しております。

議 長 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
これより、日程に入ります。

議 長 日程第1、「一般質問」を行います。
質問は、通告書の提出順に行います。

議 長 まず、2番、小野寺光男君の一般質問を許します。
小野寺光男君。

（一括質問・一括答弁）

小野寺光男議員 2番、小野寺光男です。議長より質問機会をいただきましたので登壇しての質問をさせていただきます。質問の前に、間もなく発災から15年を迎える東日本大震災大津波により、お亡くなりになられた方々、また被災されましたすべての方々に対しまして、改めてお悔やみとお見舞いを申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。1点目、「小中学校の通学路等について」の（1）通学路調査についてであります。昨年、小学校新築移転に伴い、特にも小学生児童の通学路が大きく変化したと思います。このことにより児童生徒の安全確保のために村道の整備が必要な箇所があると思いますが、調査は行われているか伺います。

（2）村道整備について。村道明内中平線は、三陸沿岸道路野田ICへのアクセスとして交通量が多くなっております。また、小学校の移転に伴い児童の通学路になり、幅員も狭く歩道が無いことから安全確保ができない状況です。早急な整備が必要と思いますがお考えを伺います。

（3）スクールバスでの送迎については、教育長にお尋ねをします。昨今、テレビ、新聞等で小中学生が巻き込まれる痛ましい事件、事故やクマ出没情報など報道されております。本村においても、少子化の影響により、小さな児童が1人で通学しているところを見かけ、とても心配に思っております。村の宝である子ども達の安全安心を守るためにも、スクールバスの有効活用を考えるべきと思いますが、現状と今後のお考えを伺います。

2点目、「シルバー人材センター設置について」であります。高齢化社会が進んでいる現在、また今後増えていくと予想される高齢者、このような状況の中で、村の軽微な事業（草刈り、枝払い等）を委託してできるシルバー人材センター的な組織を設置し対応してはいかがでしょうか。高齢者の生きがい対策や健康福祉向上にもつながるものと思います。お考えを伺います。

3点目、「委託事業について」であります。現在、社会福祉協議会に委託している、日常生活向けの有償ボランティア事業や一次産業向けのお手伝い紹介事業の実績についてその評価を伺います。

4点目、「自主防災組織について」消防団員の維持、確保が厳しい状況の中で、今後はますます自主防災組織の必要性が重要と考えます。コロナ禍等で新たな組織立ち上げができていない状況と今後の取り組みについて伺います。

以上、登壇しての質問を終わります。

議 長 村長。

村 長 小野寺光男議員の1番目のご質問であります「小中学校の通学路等について」の1点目「通学路調査」についてであります。調査は行っておりませんが、新年度予算で城内二又線の一部に歩行空間の確保のため路面標示の設置を予定しております。

2点目の「村道整備」についてであります。村道明内中平線につきましては、議員おっしゃるとおり三陸沿岸道路の開通、小学校の移転に伴い、利用状況に変化があるものと認識しております。大規模な改良を実施できれば最善と考えますが、財政状況等を考慮しながら、効果を発現できる工法等を検討して参ります。

2番目のご質問であります「シルバー人材センター設置について」であります。村では、年齢や組織化にこだわらないシルバー人材センター的な仕組みとして、日常生活弱者に向けた有償ボランティア事業や農林漁業など一次産業向けのお手伝いの紹介事業について、野田村社会福祉協議会に委託して実施しているところであります。しかしながら、高齢者の生きがいつくりや高齢になっても安心して暮らし続ける村づくりのためにも、労働力を提供したい人と提供を受けたい人とをつなぐ仕組みは必要であると感じているところであります。議員ご質問のシルバー人材センターの設置・組織化につきましては、事業実施に向けた組織・体制づくりに関する人件費や管理費などの運営に関する調査・研究を進め、事業に対する市町村の補助などにつきましても実施市町村の先行事例を参考に検討して参りたいと考えております。

3番目のご質問であります「委託事業について」であります。村では、「有償ボランティア事業」や「繁忙期に手伝ってほしいのだ」について、野田村社会福祉協議会に委託し実施しているところであります。ご質問の事業実績であります。生活支援に係る有償ボランティアは昨年度68件で、今年度は1月末時点で70件、手伝ってほしいのだけは昨年度1件で、今年度は1月末時点で1件という状況であります。両事業とも昨年度と比較して件数に大きな変化はなく、広報紙や村公式ライン等で周知はしているものの、村民に対する事業の認知度も足りないのではないかと感じているところであります。

4番目のご質問であります「自主防災組織について」であります。現在村内には5つの自主防災組織があり、村の防災訓練に毎年参加しているほか、訓練を行ったり必要に応じて村から職員を派遣したりするなどの支援を行っております。災害発生時においては、役場職員が災害対策本部の設置や避難所の運営等に当たるため、十分な対応が困難となる場合が想定されます。消防団員の確保が厳しい中、地域防災力を維持・向上させるためには、自主防災組織の役割が一層重要であると認識しております。村といたしましては、既存の自主防災組織の活動を広報し、住民懇談会等を通じて必要性を周知して参ります。さらに、新たな組織の立ち上げが難しい地区においては、町内会など既存の組織を活用し、共助が図られるよう協議を進めて参ります。

議 長 教育長。

教 育 長 小野寺光男議員の1番目のご質問であります「小中学校の通学路等について」の3点目「スクールバスでの送迎について」であります。令和7年8月に改正した「通学バス運行管理基準」により、通学バスを利用できる児童及び生徒は、学校を中心とし、小学生低学年にあつては、概ね2キロメートル以上、小学生中・高学年及び中学生にあつては、概ね4キロメートル以上とし、現在、小中学生61名を2台のバスで送迎しているところでございます。議員ご指摘のとおり、昨今、小中学生が巻き込まれる痛ましい事件や事故が多発しておりますが、今後も交通安全や不審者対応等の指導を徹底するとともに、状況に応じて集団登下校や通学路での見守りなどを行って参りたいと考えております。また、クマの出没への対応としましては、昨年12月にクマ鈴の配布を行ったほか、状況に応じてスクールバスの活用を含めた対応など、関係機関と連携を図りながら、今後も小中学生の安全確保に努めて参りますので、ご理解とご協力をお願いしたいと考えております。以上でございます。

議 長 ただいまの答弁に対し、再質問を許します。
小野寺光男君。

小野寺光男議員 それでは、再質問させていただきます。1点目の通学路調査についてですが、これはまだ調査が行われていないようですが、やはりこの通学路がだいぶ変わったことによって、いろいろな危険な場所、または、さっきスクールバスの方の件でも出ましたが最近クマの出没も多く報道されている観点から、やはり道路のみならず、藪であるとか、そういったところの整備等も調査していかなければならないのではないかと思います。そういったことによって、学校の関係者であったりとか、保護者の方々等のご意見も聞きながら調査して、整備しなければいけない所は、早めの対応をした方がよろしいかと思いますが、その件についてお尋ねいたします。

議 長 村長。

村 長 小野寺光男議員の再質問にお答えします。通学路の調査を早急にしてはどうかということでございます。それにつきましては、事業等、実施が具体的に検討されてきた段階で事業の前には詳細な調査を行うこととしておりますし、その前段としては、やはり学校等通じて、あるいは、地域の方からの意見、情報等を収集して参りたいと考えております。

議 長 小野寺光男君。

小野寺光男議員 ぜひ早めの対応をお願いいたします。次に、村道整備についてでございますが、答弁の通り、この利用状況は変化しているというふうな認識を持たれているようでございますので、大規模な改良となれば当然あの、財政的にも大変厳しいというのは承知しております。しかしながら、すぐにでもこう対応できるような部分もあるのかなというふうに思いますし、標識であるとか、いろいろな注意喚起を促すような設備等もして、車と児童生徒との距離を保てるというか、そういった部分をまず早急に対応していただければいいのかなとい

うふうに思います。全体的な改良については、はっきりとした計画を立てた上で実施すべきと思いますが、現に道路、車両自体もすれ違いが厳しい状況の所もありますので、やはり、とりあえず車両に対する注意喚起等できる設備を考えてはいかがでしょうか。お尋ねをいたします。

議 長 村長。

村 長 小野寺光男議員の再質問にお答えします。村道整備の標識と注意喚起等について、早急にということでございますけれども、現状の道路の全線的に改良はできないということで、先ほど答弁申し上げましたけれども、部分部分、一気にではなく、状況、手をつけやすい所から、例えば、側溝に蓋をして少しでもすれ違いやすいようにするとか、退避所をどこか付けられる所がないとかか検討してまいりますし、標識等についても、現場を再度確認しながら検討して参りたいと考えております。以上です。

議 長 小野寺光男君。

小野寺光男議員 それでは、今申し上げたように場所によっては簡単にできるような所がございますので、全体計画を含めて考えながらになると思いますが、できる所は早急に整備の方をお願いしたいと思います。

次に、スクールバスの送迎について、教育長の方に再質問をさせていただきます。通学バス運行管理基準というものがあるようでして、学校までの距離によつての括りがあるようには思いますが、先ほども申し上げたように、児童・生徒が少なくなっている現状で、登下校一人で歩いてるような状況を見かけることが多々ありますので、とても心配に思っております。そういったことから、やはりもう少し。状況に応じてスクールバスの活用というふうなご答弁もありましたけれども、柔軟な対応があってもいいのではないかなというふうにも思いますので、その辺、学校、関係者、また保護者の方々等を含めての相談会みたいなものもあってもいいのではないかなと思いますが、ご答弁をお願いいたします。

議 長 教育長。

教 育 長 小野寺光男議員の再質問にお答えします。確かに一人での登下校等大変危険な状況にはあるとは思いますが、現状、教育委員会ではバスを3台保有し、運転手が2名というところであります。柔軟に対応したい気持ちはやまやまでございますが、乗り降りの時間や乗車人員等の兼ね合いで大変難しい状況にあるというところであります。しかし、議員おっしゃる通り、さまざまな状況等々ありますし、今後も学校、保護者、さまざまな意見を聞きながら研究して参りたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

議 長 小野寺光男君。

小野寺光男議員 了解いたしました。ぜひご検討いただいて、村の大事な宝ですので、ぜひご検討よろしくをお願いいたします。

次に、シルバー人材センター設置についてでございます。大変前向きな答弁

をいただいたなというふうに思っております。やはり、シルバー人材センター設置することによって、村にいる多くの元気な高齢者の方々おりますので、せっかくの元気な方々がただいるのは、やっぱり村の損じゃないかなというふうに思います。やはり、老いも若きも一緒になって村を盛り上げていくという意味でも、こういった形で組織化していろんな活動をしていただければ、自然と元気活力が出てくるような気がしております。また、草刈り等についても、現在2名の方が会計年度職員として村内巡って、色々一生懸命やってはおりますが、まだまだやっぱり対応が十分行き届かない現状ではないかなというふうに感じております。そういった意味でも、こういった組織を立ち上げて、いろんな整備、草刈り、枝払い等々についても、住民懇談会でも昨年各地域において出された経緯もございますので、ぜひ前向きな設置に向けての対応をお願いしたいと思いますが、今一度、ご答弁をお願いします。

議 長 村長。

村 長 小野寺光男議員の再質問にお答えします。議員おっしゃる通りではございますが、やはりこれまで、なかなか設立できていない理由があるということでございます。運営費、国庫補助の運営費に対する補助が要件がございまして、なかなか小さい自治体では運営費が単独の財源に頼ってしまうということになるということで、厳しい財政状況を見ながらの検討になるかと思えます。やはり、有償ボランティアもあるとはいうものの、こちらについては、日常生活弱者、高齢の一人暮らしの方とか障害のある方など、限定されているものですから、もっとこう気軽に住民が頼みやすい、あるいは、元気な方がお手伝いしやすい体制を、シルバー人材センターの形になるかどうかは確約はできませんけれども、なんとか形を検討していければと考えております。以上です。

議 長 小野寺光男君。

小野寺光男議員 前向きな検討をお願いしたいと思えますし、このシルバー人材センターについては、県内では野田村を含めて2町村だけ設置されてない現状があります。やはりそれなりのメリットが各自治体には、財政的な部分だけではなく違った意味でのメリット、先ほど申し上げました高齢者の生きがいづくり等々考えますと、そういったメリットもあろうかと思えますので、ぜひ先進事例を参考にというご答弁もございましたので、その辺調べていただきながら前向きな検討をお願いしたいと思えます。

次に、委託事業については、このような件数で昨年とあまり変わってないというようなことで、認知度が不足しているように思うというようなご答弁でございましたのでですね、ぜひこの辺も村民に対しての周知徹底というか、アピールといいますか、していただきたいというふうに思います。

最後に、自主防災組織について再質問させていただきます。この組織づくりも重要であるというふうな認識で、ということでもございますので、5つの団体ができてから、それからがなかなかできあがってきていないというふうな、コロナ禍もあってのこともあると思いますが、これからは、消防団員が少なくなっていくのは目に見えている状況でございますので、やはり自分の住んでいる地域は自分たちで何とかするんだというような気持ちを植えつけるということが大事になってくるんじゃないかなというふうに思います。県内を見ますと、

100パーセント組織化されているところが14市町村あります。また、本村も含めて50パーセント以下というところが5町村というようなところで、そういった意味でも野田村は組織の立ち上げが遅れているというふうにも思いますので、ぜひ、これから積極的に立ち上げに向けて働きかけをしていただきたいと思いますので、その辺ご答弁をよろしくお願いいたします。

議 長 村長。

村 長 小野寺光男議員の再質問にお答えいたします。野田村では5組織しか組織化されていないということでございますが、今後、津波だけでなく、洪水あるいは山火事、山林火災、それから土砂崩れ等さまざまな災害を想定して、各地区に自分たちの住民をうまく共助という形で、何かあった時に安心できるような取り組みが必要であると考えます。ただ、なかなか自主防災組織という、町内会とはまた別の組織ができるというところで、構成員が少ない中で、いろんな組織が出てきて、面倒くさがっているようなところも見受けられますので、現在の町内会、自治会そういった組織をうまく活かしながら、その活動の中で防災に関する取り組みも取り入れていただきながら、無理のないような活動ができるように進めてまいりたいと考えます。以上です。

議 長 以上で、2番、小野寺光男君の一般質問を終わります。

議 長 次に、4番、丹野和子君の一般質問を許します。
丹野和子君。

丹野議員 4番の日本共産党の丹野和子が村政について伺います。

1、「補聴器購入補助事業について」

今年度から村では、65歳以上の高齢者を対象に補聴器購入補助事業を実施しており、すでに11名の利用者があったとのことでした。難聴は認知症の原因でもあるとされ、難聴を改善することにより、認知症の予防にもなると言われています。高齢者の健康のためにも次のようなことを実施できないか伺います。

(1) 65歳以上の方の健康診断に聴力検査を取り入れて難聴を早期に発見する必要があるのではないのでしょうか。以前、このことについて質問した際、聴力検査は国で定める健康診断の基本項目に含まれていない。費用についてはそれほど高額ではないだろうとの答弁がありました。再度検討できないのでしょうか。

(2) 補聴器の補助内容の両耳40デシベル以上の要件をもう少し緩和できないですか。県内市町村は、ほとんど40デシベル以上になっていますが、30デシベル以上とか、数値が低くても医師が必要と認めた場合は対象とする市町村もあります。補聴器は早期使用が大切と言われています。聞こえにも個人差があるので柔軟な対応が必要ではないのでしょうか。

(3) 補聴器はいろいろな種類と価格帯があり、一般的に高額です。専門の方に耳に合わせてもらって購入する場合は何十万円というものもあります。それに加えて、使用年数は5年程度で買い替えも必要とのことでした。補助額の上限をもう少し引き上げることはできないのでしょうか。

2、「「チームオレンジ」の役割と今後の活動について」

「広報のだ」によると、認知症サポーターステップアップ講座を受講し、チーム員としての活動を希望する人を対象にチームオレンジを結成したとありました。介護保険事業費用の中に地域支援事業があり、その中に「認知症サポーター活動促進・地域づくり事業」がありますが、これまで野田村はこの事業に伴う支出はありませんでした。チームオレンジはこの事業を実施するためのものですか。介護保険の「地域で安心して暮らし続けるために」の認知症施策の推進があり、その中に「認知症サポーター養成講座」、「チームオレンジ等」の言葉が出てきます。主旨は認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進、認知症を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進をすることとなっています。後期高齢者が増加するなかでこのような活動は重要になってくると思われます。「チームオレンジ」の今後の活動は、どのようなものを予定していますか。

3、「旧道の駅のだ」の貸付公募状況について

野田村では「旧道の駅のだ」の貸付公募を2月2日から3月6日まで行っています。この公募に現時点での現場説明への参加、質疑等を含めてすでに申し込んだ個人、団体等がありますか。現在、旧道の駅は閑散としており、人の出入り、駐車台数も少なくなっています。以前の交流物産等複合施設への附帯決議で「現在の施設について、駅の機能を残すとともに、効率的な活用を努めること」としています。現在、駅には職員がいて営業しており、それは決議に沿った対応がなされています。そのほかの施設は、今後効率的な対応が求められます。公募の審査基準の中の一つに「地域の活性化や発展への貢献について」がありました。このほか審査基準も含めて、にぎわいがもどり、住民の利便性を図れるような施設のあり方についてどのように考えていますか。

4、「野田村共通商品券の使い勝手がよくなるように」

野田村共通商品券はほとんどの村民に届いたと思われます。商品券には説明書が同封されていて、最後に利用できる商店・事業所が書かれています。この中で特定事業所、道の駅、スマイル直売所等について、再度周知してはどうでしょうか。通常の商品券より利用できる範囲が広いので、高齢者には分かりにくいところもあり必要ではないでしょうか。住民に知らせるだけでなく、特定事業所あるいは通常利用されないような商店には、「野田村共通商品券使えます」などのステッカーの掲示をお願いしてはどうでしょうか。

「村長施政方針演述について」

施政方針演述の第6「住民と行政の連携による持続可能なむらづくりをめざして」の中から質問します。この中で「野田村地域づくり交付金」を創設するとあります。目的は、地域コミュニティの維持・活性化に向けた対策で、地域課題の解決や住みよいむらづくりを目指すものとなっています。この事業の地域活動割の交付金は均等割と世帯数割から成り立っています。均等割は一行政区当たり1万円、世帯数割は一世帯当たり1,000円であり、世帯数により、配分額が数万円から十数万円になると思われます。村はこの事業によってどのような効果、使い方を想定していますか。また、町内会長等地域のリーダーにはどのように周知しますか。村ではこの交付金が効果的に支出されるようにどのような対策を考えていますか。

「教育行政方針演述について」

教育行政方針演述の第2「生涯学習・生涯スポーツの振興について」に質問します。この中の4つ目に「体育・社会教育施設の整備及び活用促進」があります。この中で各種体育施設、生涯学習の場も、それぞれの施設が老朽化等による不具合が少なくないとされています。議会においても、各施設の環境整備、

スコアボードの改修、プールの建て替えなど多くの質問がなされてきました。教育長の方針演述では、これらの施設について整備計画の検討となっています。新しい小学校が完成したことでもありますし、計画の検討ではなく、令和8年度において計画の策定、実施はできないでしょうか。一つでも整備されることが、今後のスポーツ振興等につながるのではないのでしょうか。

議長 村長。

村長 丹野議員の1番目のご質問であります「補聴器購入補助事業について」の1点目「健康診断での聴力検査項目の再検討について」であります。特定健康診査及び後期高齢者健康診査につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、生活習慣病の発症予防または重症化予防を目的として実施しているものであります。また、高齢者補聴器購入助成事業は、医師の意見書に基づき助成しているところであり、日常生活で会話が難しいと感じた方はまずは専門医にご相談していただきたいと考えておりますので、健診項目に聴力検査を追加する予定はございません。

2点目の「難聴の程度に関する要件を緩和すること」につきましては、慎重に検討する必要があると考えております。現在、補聴器購入助成の要件として中等度難聴は両耳の聴力レベル40デシベル以上で会話が困難であるなど日常生活に支障をきたす状態を指すもので、ほとんどの自治体がこの中等度難聴を要件としていることから、まずは現行の補助要件を維持したいと考えております。

3点目の「補助額の引き上げ」につきましても、本村同様ほとんどの自治体が障害者総合支援法に基づく標準価格を採用していることから、まずは標準価格の9割を補助する現行の補助要件を維持して参りたいと考えております。

2番目のご質問であります「『チームオレンジ』の役割と今後の活動について」であります。チームオレンジは認知症の方やその家族を支援する地域住民や支援者のことで、地域包括ケアシステムの実現に向けて市町村が実施する「地域支援事業」の活動の一つになり、「認知症サポーター活動促進・地域づくり事業」の対象となります。今後の活動としましては、定例会の開催や各種イベントへの参加、学びを深めるための研修視察など、認知症に対する誤解や偏見の解消に向けた活動に取り組むこととしております。

3番目のご質問であります「『旧道の駅のだ』の貸付公募状況について」であります。村有建物（旧道の駅のだ）について2月2日から貸付公募を開始したところです。現時点で、現場説明への参加が2件、問い合わせ6件、申込みについては4件となっております。旧産直施設の利活用について、地域住民をはじめ公共交通機関利用者が便利に活用できるよう、住民の皆様や事業所等の意向・要望を尊重することとし、多くの提案や画期的なアイデアを導入できるよう柔軟に対応したいと考えております。

4番目のご質問であります「野田村商品券の使い勝手がよくなるように」についてであります。生活者支援特別対策事業として村民1人あたり2万5千円の野田村共通商品券を交付していますが、利用できる事業所につきましては、今回の商品券についても、従来と同様の事業所でお使いいただけるものとなっております。今後の対応につきましては、利用可能な事業所の情報を改めて適切に周知するとともに、事業所への表示の在り方についても、関係機関と協議して参りたいと考えております。

施政方針演述に対するご質問であります「野田村地域づくり交付金について」であります。本交付金は町内会や自治会等の自主的な活動を支援する目的で創設するものであり、町内会や自治会等が抱える地域課題の解決や、活性化に向けた新たな取り組みなどに活用いただきたいと考えております。また、公民館の改修費や維持管理費に関する補助など関連する従来の制度を統合し、よりわかりやすい制度設計にすることで、効果的な活用につながることも意識し村内への周知を図って参ります。周知の方法についてであります。回覧板や広報での周知のほか、行政連絡員会議等での説明を予定しております。以上で終わります。

議 長 教育長。

教 育 長 丹野議員の教育行政方針演述に対するご質問であります「体育・社会教育施設の整備及び活用促進について」であります。これまで、本村の大事業である野田小学校の移転新築に注力してまいりましたが、議員ご指摘のとおり、既存施設の老朽化も進んできているところでございます。ご案内のとおり、スポーツや生涯学習、各種活動において拠点となる施設の役割は大きいものがあり、総合運動公園のスコアボードや、ナイター照明のLED化、村民プールなど、早期の整備の必要性を感じているところでございます。教育委員会では多くの施設を維持管理しているところでありますが、それぞれの施設について、どの時期にどのような整備が必要か、どの程度の費用を要するのかなど、今後の適切な維持管理を見据えた個別の管理計画を策定し、大きな予算を必要とするものもでございますので、村の財政負担も考慮したうえで、順次整備して参りたいと考えております。なお、令和8年度においては、野田中学校のトイレの環境改善を図るため、洋式化に向けた設計の業務委託を行うこととして、当初予算に計上したところでございます。以上でございます。

議 長 ただいまの答弁に対し、再質問を許します。
丹野和子君。

丹野議員 補聴器について2番目ですけれども、40デシベルよりも下げたらっていうので、ほとんどのところが40デシベルで、そういう形で補助を行っているということです。それは各町村のが出ておりましたから。ですけれども、実際には一緒に活動とかしていて、なんとなく聞こえない時があるんじゃないかなというように、そういうふうな方、耳鼻科に行ってみたら補助の対象にはならないと言われたという方がありましたけれども、補聴器を装着することによって、集まりの中で聞き返す場面が少なくなったり、周りの集まりにも入れるようになったというお話がありましたので、柔軟に対応することが日常生活に効果的だと思われそうですが、いかがでしょうか。

議 長 村長。

村 長 丹野議員の再質問にお答えします。柔軟に対応した方が確かに当事者にとっては良いことではありますけれども、やはり村といたしましては、何らかの基準を設けて公平に対応してまいりたいと考えることから基準を設けているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議 長 丹野和子君。

丹野議員 次、2の「チームオレンジ」の役割と今後の活動について。今後の活動については、定例会の開催や各種イベント、それから、認知症に対する誤解や偏見の解消に向けた活動というふうな答弁ですけれども、そういうことは確かに必要だと思います。それで認知症の方の話を聞くと、なんていうんだろう、認知症であるっていうことをあまり気にしないで集まる、要するに誤解や偏見がないような集まりとかが必要ではないかと、そういうお話でした。具体的に、認知症の方々が集まれるような活動をしていくかと、それから本村において、認知症の方の把握っていうか、連絡できるような体制とか、そういうようなものはできているんでしょうか。

議 長 村長。

村 長 丹野和子議員の再質問にお答えします。特に認知症だとか、そうでないとかということを考えないでといいますか、誰でもなりうるんだという状況でございますので、そのようなことをチームオレンジあるいは認知症サポーターの方が一般の方々にも普及させていき、また、かだるカフェとかいきいきサロン、あるいは地域での健康相談等ですね、この方はちょっと認知症になりかけているのかなってというような情報等は気軽に保健センターあるいは、保健師等ですね、相談できるようないつでも受け付けるような体制はございますが、特に窓口として情報を得るという部門を設けているわけではございませんので、気軽に相談していただけるような体制ではありますということでございます。以上です。

議 長 丹野和子君。

丹野議員 次、3番目「旧 道の駅のだ」の貸し付け公募状況について。先ほど、申し込みが4件となっていますということでしたけれども、差し支えなければこの4件はどのような業種で、そしてこれに対して今後の予定は例えばいつ頃開業するかどうかかわかんないけど、いつ頃何かができるとかっていうものがございましたらお聞きしたいんですが。

議 長 村長。

村 長 丹野和子議員の再質問にお答えします。旧道の駅のだの公募の申し込み状況でございますが、飲食関係事業者、これから起業する業種の方々などございます。今後のスケジュールにつきましては、3月中に審査会を開催いたしまして、いずれ地域活性化の目的を重視して事業者を選定してまいりたいと考えております。以上です。

議 長 丹野和子君。

丹野議員 要件の中にも、入る店は地域活性化のためについていうかそういうような要件がありましたけれども、入った飲食店に対して具体的に例えば地域活性化のた

めに食堂みたいにするとか物を売るとか何とかっていうようなのはこれからの話し合いっていうかになるんですか。

議 長 村長。

村 長 丹野議員の再質問にお答えします。入居するといいますか、入る事業者等につきましては、これから申込みの際に、どういう内容で実施するかというプレゼンといいますか、計画書等を提出いただくことになっておりまして、その内容で審査していくものでございます。審査するメンバーにつきましては、商工団体、観光団体等入っていただく予定としております。以上です。

議 長 丹野和子君。

丹野議員 次に4番、野田村商品券については皆さん使われているようですが、ひとつ要望っていうか、使えるお店の一覧表っていうようなのを村民に配布する予定はないんでしょうか。もちろん説明の最後に、一応書いてありましたけども、商店一覧っていうか、そういうようなものは、ないんでしょうか。

議 長 村長。

村 長 丹野議員の再質問にお答えします。商品券の使える事業所の周知ということでございますが、改めて全事業所を明記したものを回覧等で周知したいと考えております。以上です。

議 長 丹野和子君。

丹野議員 それはぜひ商品券については。次、施政方針演述について。このような町内会に補助金というか交付金が交付されることは、その町内会として、きちんとリーダーとかがこういうふうに使いたいと、うちではこういうふうにするっていうようなのがはっきりできている町内会にとっては大変効率的だと思うんですけど、そうでない町内会については、話し合いとか、伴走型の支援っていうか、一緒に話し合いをしていくとか、交付金は1年で終わるものじゃなくて、これからもずっと続くものだと思いますので、そういうような支援っていうか、一緒にやっていくって話し合いするっていうようなことが必要ではないでしょうか。

議 長 村長。

村 長 丹野議員の地域づくり交付金の進め方についての再質問にお答えいたします。確かに議員おっしゃるとおり、行政区ごとに交付する予定ではございますが、その行政区によっては、なかなか自治体の活動をうまくできていない、あるいは取り組み難いという地区もあるかと思います。今後、回覧等、連絡員会議等で周知はしますけども、ご相談に応じて村の方で対応して、地区の運営の方法あるいは交付金の活用の仕方について、村で助言等支援できればと考えております。以上です。

議長 以上で、4番、丹野和子君の一般質問を終わります。

議長 次に、5番、中川 昇君の一般質問を許します。
中川 昇君。

中川昇議員 はじめに、東日本大震災から間もなく15年。報道にもあるとおり、被災した人々の生活再建を支えた見守り活動が転換点を迎えております。国の復興支援事業が区切りを迎えるためであります。被災者のサポート、コミュニティの維持形成は今後にも必要なことであり、手を差し伸べていかなければなりません。さて、令和8年3月定例会において質問の機会をいただきましたので、通告に従い小野寺村長のお考えを伺います。

1点目、「被災者見守り・相談支援について」であります。国の第2期復興・創生期間（2021～2025年度）終了に伴う国の基本方針の見直しを受け、岩手県は災害公営住宅のコミュニティ形成支援を新たに単独事業で実施するなど、10の事業を新規負担や既存事業で継続することとしております。被災者見守り・相談支援事業は、中長期的な対応の必要性和、市町村に一定のノウハウが蓄積されているとして、国の一般施策も活用した市町村主体の取り組みに移るとのことです。被災された方々の心の傷は癒されていない状況があります。被災者の見守り・心のケアに対する支援は今後、どのように進めていくのか伺います。

2点目、「指定緊急避難場所について」であります。東日本大震災から間もなく15年が経ちます。災害が発生するたびに避難場所の環境整備が求められ、近年の異常ともいえる暑さ、冬の寒さ対策は災害時の喫緊の課題となっております。国（内閣府）は津波や大雨などの際に一時的に身を寄せる「指定緊急避難場所」に関する自治体向け指針を改定したところであります。冬の寒さや夏の熱中症対策として、防寒具、飲料水等の備蓄による機能充実がなされるよう示されておりますが、避難場所の環境改善にどのように対応していくのか伺います。

3点目、「ふるさと納税について」であります。人口減少や税収の減少が見込まれる中、本村でも持続可能な財政運営をしていくためにも、自主財源の確保は重要であります。その中でふるさと納税は単なる歳入確保にとどまらず、産業の振興や将来の税収増につながる戦略的な活用が求められます。以下3点について伺います。

- （1）直近5年間の本村の寄附額及び件数の推移をどのように分析しているか。
- （2）現在の返礼品の構成と選定方針はどのようになっているか。
- （3）今後、付加価値の高い商品や野田村らしさを前面に出した返礼品をどう開発していくか。

4点目、「森林環境譲与税の活用について」であります。森林環境譲与税は、森林整備・人材育成・普及啓発など幅広い目的に活用できる財源であり、本村でも毎年度一定額が交付されております。現在、村として森林経営管理体制整備等に取り組んでいるものと認識しておりますが、森林資源の活用や木材の普及啓発「木育」に取り組むことは、地域産木材への理解促進にも資するものと考えます。「木育」を推進するため、婚姻届提出時に木製食器を贈呈してはい

かがか。森林に親しむ機会の創出にもつながるものと考えますが取り組みについて伺います。以上、登壇しての質問を終わります。

議長 村長。

村長 中川昇議員の1番目のご質問であります「被災者見守り・相談支援について」であります。本村ではこれまで、東日本大震災大津波被災者への定期的な訪問活動をはじめ、岩手県こころのケアセンターなどの関係機関と連携した心のケア事業、生活状況や心身の不安を把握するためのアンケート調査などを実施し、きめ細やかな見守りと相談支援に努めて参りました。ご承知のとおり令和7年6月「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更により、被災地方自治体へ継承することとされておりますが、本村におきましては令和8年度も今年度同様、岩手県こころのケアセンターとの共同事業等を継続し、被災者の心のケアに努めて参りたいと考えております。

なお、被災による心の傷や生活上の課題は今なお継続しているものと認識しておりますことから、今後も、これまで蓄積してきた支援のノウハウを生かし、保健・福祉・医療の各分野が連携した相談体制を維持するとともに、地域のコミュニティ形成支援と併せ、孤立防止と心のケアの充実を図って参ります。

2番目のご質問であります「指定緊急避難場所について」であります。村では、避難の際に指定避難所への避難を呼びかけており、指定緊急避難場所に避難された方についても順次、指定避難所への移動をお願いしております。指定避難所には、間仕切りや寝袋、備蓄マット、ストーブなどを備え、長期避難が可能な環境を整備しております。また、移動が困難な方に対しては、寒さ対策として毛布や使い捨てカイロ、暑さ対策として飲料水を備蓄しております。今後も防災訓練等を通じて避難方法や非常持ち出し品の周知を図り、避難所等の環境改善に努めて参ります。

3番目のご質問であります「ふるさと納税について」の1点目「直近5年間の寄附額及び件数の推移をどのように分析しているか」についてであります。令和2年度から寄附額及び件数ともに増加しており、令和5年度には寄附額が2,000万円を超えたものの、令和6年度からは減少傾向にあり、海産物を返礼品として取り扱っていた事業者が村内から撤退したことが大きな要因となっております。

2点目の「返礼品の構成と選定方針はどのようになっているか」についてであります。返礼品は食料品を中心に、マリンローズ製品なども取り扱っており、提供事業者と相談のうえ、総務省告示で定められた地場産品基準に該当する商品のみを選定しております。

3点目の「今後、付加価値の高い商品や野田村らしさを前面に出した返礼品をどう開発していくか」についてであります。村の特産品を魅力的な返礼品として提供できるよう、関係機関や村内各事業者と協議のうえ検討して参ります。

4番目の「森林環境譲与税の活用について」であります。村では森林環境譲与税を基金に積み立て、森林施策に関する各種事業に活用しております。国からは、譲与税の推奨活用事例が示されており、その中には「木材利用」として、地域材を活用した木工品の製作・贈呈というご提案の内容も明記されており、木材利用と木育という観点からも有効な使い道であると認識しております。譲与税の使途は、広く柔軟に活用できますが、その財源は国民の税金であるこ

とから、使い道の公表・説明責任は各自治体の責任において実施することとされております。譲与税額、基金積立額の推移を見極めつつ、ご提案の使途も含め、効果的に活用するための方法を幅広く検討して参りたいと考えております。以上、答弁を終わります。

議 長 ただいまの答弁に対し、再質問を許します。
中川 昇君。

中川昇議員 再質問をさせていただきます。まず1点目の被災者見守り等でございますが、現在、社会福祉協議会に生活支援員という名称で配置されていると思うんですが、この8年度からはそういう生活支援相談員は、この配置されないということになるのでしょうか。やはり、こういった方が配置されていることによって高台に避難した方々のさまざまな心のケアとか、あるいはコミュニティの維持等に大きな力を発揮されているのではないかというふうに思われます。この点についてお聞きいたします。

議 長 村長。

村 長 中川昇議員の再質問にお答えします。社会福祉協議会の生活支援員でございますけれども、この役割は東日本大震災の被災者に関わらず、村全般の生活の相談に乗ったり支援をするというものでございまして、令和8年度も引き続き配置することになってございます。以上です。

議 長 中川昇君。

中川昇議員 了解をいたしました。ぜひ、よろしく配置の方をお願いいたします。それから、心のケアの方ですが、村でも相談会を開いて月に何回か相談をやっているようですが、5年間ぐらいの相談人数、どういったことが相談になっているのか、そういった実績をお聞かせ願います。

議 長 村長。

村 長 中川昇議員の心のケア相談についての再質問にお答えいたします。こころの健康相談センターの利用人数でございますけれども、令和2年からの5年間の実績でございますが、センターの利用人数が令和2年が577人、令和3年が498人、令和4年が434人、令和5年が459人、令和6年が450人となってございます。それから、その他訪問活動の状況ですが、令和2年266人、令和3年211人、令和4年82人、令和5年159人、令和6年137人となってございます。おもな相談内容でございますけれども、人によってどのような相談があるのか千差万別でございますので、内容等集計したものは持ち合わせておりませんので、こちらとしてはどういった内容でも相談を受けているということで認識をしております。以上です。

議 長 中川昇君。

中川昇議員 被災者の見守りは今後も続けていかなければなりませんし、ぜひとも村と

しても答弁にもあるように、保健・福祉・医療の各分野と連携した支援を今後とも続けていってほしいというふうに思います。

次に2番目に入ります。指定緊急避難場所についてであります。警報等が出れば避難をしなければならないということでございますが、そこで指定緊急避難場所は指定避難所とはまた違うと思うのですが、やはり最初は指定緊急避難場所への避難だと思うんです。いきなり指定避難所へ避難をするということではなくて、最初は避難場所へ避難をするということだと思ふんです。村内各地の避難場所を見ても備蓄といいますか、そういったものはないわけでありまして、当然経費も掛かるわけでありましてけれども、やはり避難が半日なるか1日になるか3日になるかもしれませんけれども、やはりこういった避難場所についてもある程度の備蓄は必要ではないのかというふうに考えますが、その辺のお考えを伺います。

議 長 村長。

村 長 中川昇議員の避難所の対応についての再質問にお答えいたします。おっしゃる通り、指定緊急避難場所は一時的な避難となっており、そこにもある程度の備蓄をということでございますが、やはり長期化するのが予想される場合には、なるべく指定避難所の方に移動していただくということにしております。指定避難所には備蓄も当然ございますし、職員の対応できる体制を整えてございますが、やはり緊急避難場所については、なかなか箇所も多いことございますので、いざという時の対応は困難になるという想定でございます。ただ、やはり事情あって緊急の場所に一時避難、動かないという場合につきましては、避難者を把握しながら、例えば飲料水、毛布を配るなど場合にに応じて対応していくことになってございます。以上です。

議 長 中川昇君。

中川昇議員 緊急避難場所のことですが、村の職員もなかなか配置できないと。一部の体制も整っていないければ開けることもできないとか、あるいは開けてもいいとか悪いとか話も聞こえてきますけれども、避難場所は地域民からすれば近くにあるわけで、どうしても近くの所に避難したいわけです。そういった場合に最低限の水とかそういう最低限のものは配置、備蓄をしてもいいのではないかとこのように考えますが、もう一度ご答弁をお願いします。

議 長 村長。

村 長 中川昇議員の再質問にお答えします。指定緊急避難場所で公民館等、建物がある、備蓄も可能であるというような所であれば、今後地区の方々と協議いたしまして、必要に応じて村からの物資も備蓄できるかどうか、あるいはどの程度するかを検討して対応してまいりたいと思います。以上です。

議 長 中川昇君。

中川昇議員 よろしく申し上げます。次に、ふるさと納税についてお伺いいたします。ふるさと納税は令和6年度からは減少傾向にあるということで、事業者も撤退

したということでございますが、今後は産業振興の面も含めて特産品の開発にもう少し力を尽くしていった方がいいのではと思います。当然、道の駅での販売等もありますしそういった面も考えて、ふるさと納税を伸ばしていくことにもう少し本気で力を入れていく必要があるのではないか、そのためには返礼品がたいへん重要でありまして開発を早急にしていく必要があると考えますが、その辺の考え方をお伺いします。

議 長 村長。

村 長 中川昇議員のふるさと納税についての再質問にお答えします。議員おっしゃる通り、村の返礼品魅力あるものがないと納税も当然増えていかないと。貴重な財源でありますので、確かに商品開発は重要ではございます。ただ、なかなか事業所が少ないという状況もありますので、今後、村の今生産されているものをメインに取り扱いを安定的にできるように検討してまいります。特に荒海ホタテ等、なかなか貝毒規制も出たり、量を確保できない問題もありますので、関係機関等検討してまいりたいと思います。以上です。

議 長 中川昇君。

中川昇議員 よろしくお願ひ申し上げます。最後に、森林環境譲与税の活用についてであります。村でもここ何年か森林環境譲与税が交付されておまして、さまざまなものに使用されていると思うのですが、森林環境譲与税をナラ枯れ対策に活用できないものかどうか。森林病虫害防除対策ということで、ナラ枯れへの事業費として活用すれば、もっともっと面積も広く防除できるのではないかとと思いますが、お考えをお伺いします。

議 長 村長。

村 長 中川昇議員の再質問、森林環境譲与税の再質問についてでございますが、現在おもな使い道といいますと、村で林道維持の修繕、それから議員おっしゃる通り、ナラ枯れ対策の財源に活用してございます。以上でございます。

議 長 中川昇君。

中川昇議員 ぜひ有効に使っていただきまして、財源が村民にとって良かったと思われるような形にしていきたいと思います。ありがとうございました。終わります。

議 長 以上で、5番、中川昇君の一般質問を終わります。

議 長 お諮りいたします。
ここで、昼食のため、休憩したいと存じますが、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認め、13時30分まで休憩いたします。

(休憩 11時26分)

(再開 13時30分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しております。
日程を続行いたします。

議長 9番、米田徳一郎君の一般質問を許します。
米田徳一郎君。

米田議員 9番議員の米田徳一郎です。議長よりお許しをいただきましたので一般質問を行います。東日本大震災大津波から3月11日で15年を迎えます。改めて犠牲になられた方々、今なお苦しんでいる多くの方々に、謹んでお悔やみとお見舞いを申し上げます。令和7年度も残すところわずかとなりました。世界では不条理な侵略戦争、力による他国への武力攻撃などが繰り返される中、多くの子供や罪もない人々が犠牲となり深刻な事態が続いております。当県では昨年の2月26日に、大船渡市で建物被害210棟にも及ぶ平成以降最大規模の林野火災が発生し、甚大な被害となりました。今なお復旧に取り組まれていると伺い、早期復旧復興を祈念しております。村では交流物産等複合施設、道の駅のだばあふるが開業。盛況に経営されているやに伺っておりますし、野田小学校も新築移転し、子供たちの笑顔が思い出されますが、旧施設の再利用など課題も残しております。令和8年度には、向こう10年間の基本構想及び基本計画を策定することになりますが、計画は村の歩みを検証し、課題を乗り越え、更なる飛躍を目指す、大胆かつ実効性のある計画となることを期待しております。さて、令和7年度も終盤を迎え、令和8年度の新規事業、継続事業など、住民が安全で安心できる住みよい村づくりを目指すを、目的とした内容の予算を計上、上程されたものと期待しております。そこで、村政が抱える諸課題の中から数点について伺いをいたします。

まず、1番目、「水道水源の現状と課題について」であります。私たちは「水は身近なもの、いつでも、どこでも飲めるもの」と考えていますが、地球上で飲料水はわずか3パーセントに過ぎないといわれています。日本は比較的、水には恵まれています。近年の異常気象で、地域によっては高温少雨により、農産物をはじめ、貯水ダムの枯渇などが頻繁に報道されております。幸い当村ではそのような問題もなく日々を過ごしています。ありがたいことです。当村は、中小河川の安家川を含め、貯水ダムもなく、水源かん養林に依存する状況にあります。近年、山間部の樹木が広範囲に伐採され、水源かん養が心配されています。このような中、水道水源や農業用水など、用途、需要に見合った施設の見直しを行い、村民の安全安心の確保に取り組むべきとの思いから、次の点について伺いをいたします。

まず1点目、当村では簡易水道事業で飲料水を確保し、安全安心と安定供給に努められていると思いますが、現状と課題についてであります。当村の簡易水道事業は、泉沢浄水場をはじめ、城内、玉川、下安家など、大小9か所の浄水場で全村を賄っています。施設によっては老朽化が顕著な場所もあるように

見受けられますが、現状に問題がないのか、また、課題はないのかについてお伺いをいたします。

2点目、水道水の安定供給と農業用水確保についてであります。当村の主要水源である泉沢浄水場は、水量に恵まれ、多くの村民の生活を支えてきました。また、中学校をはじめ、中平地区などの高台に居を構える方々が増えたほか、米田地区、新山地区にも供給されている大事な浄水場です。しかし、水利権が水利組合にあり、導水管の途中から水道水として取水していると聞きます。このように泉沢浄水場は、中平水利組合、これ旧土地改良区ですが、農業用水事業で整備した水源を元に運営されており、課題も多いと伺いました。そこで今後、水道水の安全供給と農業用水の安定確保にどのように取り組まれるのかお伺いをいたします。

3点目、避難施設及び公共施設などへの給水槽及び給水塔の設置状況についてであります。水は命の源といいますが、自然災害時などを含め、飲料水、生活用水の安定確保に努めるため、避難施設などに貯水槽の設置、または公共施設などには給水塔の設置を検討すべきと考えますが、当村の現状と課題についてお伺いをいたします。

2番目のまちなか賑わい再生の取り組みについてであります。東日本大震災大津波から15年、復旧は完了するも復興には程遠いと感じるのは私だけでしょうか。区画整理事業を終え、都市公園が整備されたほか、新築移転した「道の駅のだばあふる」もできましたが、「まちなか賑わい再生」いまだ道半ばです。私は、まちなか賑わい再生なくして復興完遂なしとの思いから、震災前に近いまちなか賑わい再生をと取り組んで参りました。昨年までは商工会のプチよ市、年1回開催のベアレン祭りは盛況のようですが、まちなかでのさらなる仕掛けが必要と考えます。そこで、新村長としてどのような構想をお持ちかお伺いをいたします。

3番目の村道等の新設・維持補修についてであります。以前にも質問していますが、村道中平明内線の拡幅工事と、村道中平明内線から直進で新県道まで結ぶ道路の新設改良をすることで、地域や通学児童の安全安心の確保に取り組むべきと考えますが、村長のお考えを再度お尋ねをいたします。また、凍上による路面のひび割れ、陥没に加え、下水道工事による下水管理設後の復旧工事などが不十分な箇所など、路面の荒廃が目立ち、通行にも支障をきたす箇所が多く見受けられます。現状をどのように把握され、対応されるお考えか併せてお伺いをいたします。

最後の質問になりますが、4番目の旧道の駅のだばあふるなどの利用計画についてであります。以前にも私を含め同僚議員から質問されていますが、村の顔である野田駅併設の旧道の駅のだばあふるは、閉鎖後10か月になりますが、いまだ計画が示されていません。その後の状況と課題などを含め、利用計画を再度お示し願います。以上、4項目7点について質問させていただきました。村長におかれましては、質問の趣旨をご理解の上、丁寧なご答弁を期待し、私の登壇しての一般質問を終わります。

議 長 村長。

村 長 米田徳一郎議員の1番目のご質問であります「水道水源の現状と課題について」の1点目「簡易水道事業の現状と課題は」についてであります。議員がおっしゃるとおり、近年の異常気象による高温少雨に伴い、各地で渇水などの

現象が頻発しております。現状では賄えているものの、当村においても、施設によっては同様の現象が危惧されるところであり、予断を許さないものと認識しております。

2点目の「泉沢浄水場における水道水の安定供給と農業用水の確保について」であります。議員ご存じのとおり、泉沢浄水場は農業用水の導水施設から分水させていただいております。しかしながら、水源を含めた日常管理、維持修繕、災害対応などは水道管理側で実施しており、水道水と併せて、農業用水の確保にも努めているところでございます。今後も水利組合と調整しながら安定供給に努めて参ります。

3点目の「避難施設及び公共施設等への給水槽及び給水塔の設置状況について」であります。現状では非常用としての設置はございませんが、飲料水1.5リットルを3,000本と可搬式の簡易水槽（1立米）2基を備蓄しております。災害時には、これまで同様、可能な限りの早期復旧に努めて参ります。

2番目のご質問であります「まちなか賑わい再生の取り組みは」についてであります。これまでに「まちなか」を舞台としたさまざまな企画や催しが生まれており、それは行政主導のものだけに留まらず、議員が例示された「野田村プチよ市」や「ベアレン×野田村ビアフェスト」など民間活力からも多数生まれております。また、村全体を俯瞰しますと、都市公園やパークゴルフ場、道の駅等の施設のほか、みちのく潮風トレイル、塩の道イベント、震災学習等の体験の場として、村全体をフィールドとした取り組みも多数行われております。村では、多様化・多層化する需要や社会の変化を適切に捉え、また、特に震災後に生まれたさまざまなつながりも生かしながら、村の魅力について自ら発信することはもちろんのこと、外部からも愛着を持って関わり続けていただけるよう努め、それらが有機的に絡み合い「まちなか」の賑わい創出にもつながるよう取り組みたいと考えております。

3番目のご質問であります「村道等の新設・補修について」であります。村道明内中平線につきましては、三陸沿岸道路の開通、また、小学校の移転に伴い、各路線の利用状況に変化があると認識しております。旧県道から新県道につきましても同様と認識しておりますので、全体を俯瞰しながら、必要性、ルートを選定などを検討いたします。村道の補修につきましては、路面性状調査結果に基づき舗装修繕工事を実施しているところでございます。来年度予算にも次期計画に向けて路面性状調査を計上しており、計画的に継続して実施して参ります。破損箇所等につきましては、随時道路維持で対応しております。

4番目のご質問であります「『旧道の駅ばあぷる』等の利用計画について」であります。村有建物（旧道の駅のだ）について2月2日から貸付公募を開始したところです。現時点で、現場説明への参加が2件、問い合わせ6件、申込みについては2件となっております。旧産直施設の利活用については、住民の皆様や事業所等の意向・要望を尊重することとし、多くの提案や画期的なアイデアを導入できるよう、柔軟に対応するため処分制限期間の満了後に公募したいと考えております。以上、答弁を終わります。

議 長 ただいまの答弁に対し、再質問を許します。
 米田徳一郎君。

米田議員 答弁大変ありがとうございました。それでは、数点について再質問をさせていただきます。まず1点目の飲料水確保と安全安心供給についてでございます。

が、野田は比較的そのような状況にはないようではありますが、他市町村、今回みたいに雪も降らない、春先の農業用水、それによって飲料水の制限がなされるようなことが仮にないとも言えない。その対応としてはどのような対応を考えられるのか、その点について再度お伺いいたします。

議 長 村長。

村 長 米田徳一郎議員の再質問、飲用水の件でございますが、やはり農業用水よりも飲用水の方が重要と申しますか、必ずなければならないものと考えますので、そこは水利組合ときちんと調整して確保できるよう取り組んでまいりたいと思います。以上です。

議 長 米田徳一郎君。

米田議員 1点目も2点目も関連したような質問ですが、今のご答弁、2点目にも関連しているように伺いました。2点目も含めて質問をさせていただきますけども、元来、泉沢浄水は長地土地改良区の水利を目的に補助事業で実施した施設だというふうに認識しておりますし、また、中平水利組合でもその思いがずっと続いてきたわけですね。今回、資産等あったものですから、長地土地改良区の名前をそのまま残して管理はしながらも実質的には中平地区の水利組合が実施してきたというふうなことのようです。20年も前、私がいた頃からの当時の話ですので、あれですが、水利組合長さん水に困った時に水道水にはあげないっていうふうな大騒動を起こしたことがあるんですよ。水利権の関係で。私これに何でこうやって固執するのかって言いますと、やはりあの泉沢浄水から取水口まで、あそこまでは村が管理して、しっかり整備あるいは点検をできるようにして、農業用水も水道水も安全に安定して供給できるような、そういう対応が必要じゃないかっていうことで、この質問をさせていただきました。これを質問する前にも一応、上水道の取水から取水口までの間で、かなりな老朽化してる部分があったり、落石して車で取水口まで行けないようなそういう状況にあったので、これを直してほしい、お金をなんぼか出してほしいっていう相談をしたっていうふうに言われて、うちの方に相談に来ました。でもこれはやっぱり浄水場が四六時中、要するに365日、供給に欠かせないものだから、これはもう元々村に移管して、それ以降の部分について村と協議しながら農業用水に引くようにした方がいいんじゃないかっていうアドバイスをしながら、とりあえずは村に要望はしてみるということで、この質問をさせていただきました。今からもまだまだこういう状況が今のままだと。これからもまだまだそういう状況が続きます。ましてや、今年みたいに雪が降らないと水道水もそうですけれども、農業用水も確保できないような状況になる。それを誰がやるかっていうことで議論する前に、やっぱり村が主導してやるべきじゃないかっていう質問です。この点について、村長の考えを再度お伺いします。

議 長 村長。

村 長 米田徳一郎議員の再質問、飲料水についてのことでございます。確かに、過去の経緯は農業用水のために導水路を作ったという話も聞いてはございますが、実際の管理といたしましては、取水口、洪水の際に、水が取れなくなった場合、

村が主に工事をしていると、あるいは土砂崩れ等あれば、村が対応していると、そういった状況を踏まえながら、水利組合と今後も引き続き協議してまいるとともに、なるべく村優先の施設となるよう、どのような手法を取っていったらいいのか、引き続き検討してまいりたいと考えております。以上です。

議 長 米田徳一郎君。

米田議員 施設そのものを村が所有する。維持管理は村が責任を持ってやっていく。農業用水の確保についても、その保障をする。そういった体制を作るように、よろしく取り組んでいただきたいと思います。それから、含めてですけども浄水場9か所あるんですが、私この前全部こう見て歩きました。泉沢浄水場以外はほとんどが老朽化が激しい。3番目の質問にもありますけども、配水池あるいは給水塔、給水槽の設置もこれから必要じゃないかという意味ですので、この取り組みについては、これ以後もよろしくお願いをいたしまして、3点目の質問に入らせていただきます。

3点目が、避難施設あるいは公共施設に給水槽あるいは配水塔ですね、これを設けてはどうかということの質問です。これは、当然これから起こるであろう自然災害に遭った方々、遭ってはならないんですが、お遭いした方々が避難して、水道水なりそれからトイレの利用なりさまざま活用することになると思います。前回の東日本大震災の際にも施設は大丈夫だった所でも終末処理場が被災して利用できなくて、使わないでくれとは言っても使って、その排水管が詰まってしまっていてマンホールから溢れるようなそういう状況にもなったとやに伺っております。ある程度、給水塔とそれから浄化槽あるいは給水槽、そういったものをしっかり完備して、あとは補助電源があれば、とりあえずはトイレでも水道でも一定の日数については確保できるんじゃないかっていう意味でのこの給水塔なりの設置をとというふうなことで質問させていただきました。将来、どうしても必要になってくるかと思いますが、その点も含めてどのようなお考えかお尋ねをいたします。

議 長 村長。

村 長 米田徳一郎議員の給水槽、給水塔についての再質問にお答えいたします。避難所として指定している野田小学校、あるいは中学校につきましては、災害時、停電の時でも泉沢浄水場からの水は持っていけるというふうに認識しております。トイレにつきましても、小学校が浄化槽の対応をしているということで、ある程度は対応できるものと認識しております。ただし、それを上回る被害あるいは、ほかの災害等あらゆることを想定して今後必要性があるかどうかについても引き続き検討してまいりたいと思っております。以上です。

議 長 米田徳一郎君。

米田議員 私も少しかじった経験があるんで、ある程度の知識は持ってるつもりですが、多分中学校は、給水塔があります。なぜかって言うと、水源と高さがだいたい、レベルが同じなんです。だから給水塔じゃないと水を使えない。それで給水塔、屋上だと思ったんですが、設置してるはずなんです。それから、浄化槽の設置ですけど、これ浄化槽を埋めてしまってもう機能しないです。確か埋めたつも

りですが、私の時も。中学校、あ、そうそう。中学校も埋めてます。だから浄化槽は使ってません、使えません。それで何が必要かと言うと、私、そもそもは避難所は普段は公共下水道に排水してもいいけど、その異常事態の時には浄化槽で対応していれば埋める必要もなかったんです。そうすると中学校の避難施設はそのまま普通に使えた。それが今できなくなっていると。多分砂で埋めてますんで、とりあえずは中から砂取れば。あとは機材を設置すれば再利用はできると思うんですが、避難所そのものについては、飲料水も、それから生活用水、要するにトイレ等についても常に利用できるような対策を講じていただきたいというこの3番目の質問ですので、その点を考慮しながら検討を重ねていただければというふうに思いまして、次の質問に入らせていただきます。

2番目の、まちなか賑わい再生についてであります。私も少しこのまちなか賑わい再生をどうしたらいいのか日々考えて悩んでいます。で、この前、11月からですか、お米の販売を試みてみました。それ用に置いて。だいたい10キロ、20体ぐらいで対応させていただきましたけれども、11月には初めてだったんで、人数も来なかったんで、少し残りましたけど、12月、1月、2月これには、結構お客さんが来て完売状況でした。まあ安さも安いんで。で、なんでこの値段で売れんだって言われたんですけど、お米の値段を決めるのは、私は大体概算金で決めてます。概算金を目途に30キロ、10体なんぼというふうなことで決めてお売りしました。そしたら、ぱあぷるでは当然15パーセントの手数料取られますんで、その分は上乘せしないと採算が取れないんですよ。なぜ6次産業を奨励すれば良いっていうのは、そして、まちなかの活性化にも繋がらっていうのは、それもあつての試行錯誤でした。まだまだお客さん方、欲しいっていう方々がいるんですが、私はもう村内の方、宇部地区の方、普代村の方以外は売りませんっていうことで、看板にそういう表示をして販売をさせていただきました。ただ、それを買いに来る人、何を目的で来るかって言いますと、市日の中で、お魚、野菜、果物、これを買いに来る方々が非常に多い。それで、そこのお店は賑わうんです、すごく。そして会話も弾むし、本当に楽しそうに高齢者の方々、若い方々が買っていきます。それが私、まちなか賑わい再生の一つじゃないかっていうふうに思っていましたので、やってみてよかったなど。これからもやっぱり、この質問の中にも書いてありますが、やっぱり起爆剤となるイベント、これを年1回とか月に1回じゃなくて、週単位でやるとかですね。野田まつりは1年に1回でもいいんですが、あれだけの人数集まるんで、村としては近傍にないぐらいの人を集めるイベントですので。せっかくいい、地域地形を持っている村が、こういうふうなことじゃまずいんだなっていうふうなことを痛感しております。その点も含めて、職員一丸となってやっぱり取り組んで、まちなか賑わい再生していただくようお願いしたいという意味で、この質問をさせていただきましたので、どうかよろしくお願いをします。その点、再度お尋ねします。

議長 村長。

村長 米田徳一郎議員のまちなか賑わいの再質問にお答えいたします。議員おっしゃる通り、単発といいますか、年にほんの数回のイベントだと定着しないということもありますし、その場限りの集客になってしまうと。それはそれで意味のあることでございまして。先ほどおっしゃった毎月の定期の市日、わたくしも同様に議員おっしゃる通りにぎわいの原点ではないですけども続けてい

くこと、続けられていることでにぎわっているものと感じております。このような定期的なせっかくの市日をうまく生かして、ほかの商店さん方も合わせていろいろ仕組みを作っていけばいいなと理想として考えてはございます。関係機関、村主体というか部門の機関、団体がさらに力を入れて、商工会さんであれば会員さん方に呼び掛けて、同じ気持ちを持って取り組んでいく必要があると考えております。その辺も今後協議しながらうまくできるよう取り組んでまいりたいと考えます。以上です。

議 長 米田徳一郎君。

米田議員 ぜひ、そのように取り組んでいただいて、まちなか賑わい再生に努めていただきますようお願いをしますが。あの、16日市日のことでお話ししました。この市日の人数は村内の方4、5人ぐらいなもんですかね。あとは八戸の業者さんが大々的に出します。それにも並ぶんですよ、村民の方々が。なんでそうかと言いますと、やっぱり普段多く安く買えるところはそれしかないのかなっていう部分と、まちなかの方々がそこに集まっていろいろお話ができるっていうメリットをですね。今のところ八戸が2業者、大きいテント掛けて、2業者がやってますし、それから久喜の方が1名、海産物を売ってますし、あと北区の方がっていうふうなことで、あと新山からと、それから泉沢もう1人、野菜の苗等売ったりですね。そういった感じでだいたい5、6件。あと、日形井で田楽を出しますし。日形井の田楽でもそうですし、あっという間に売れちゃうんですよ、あそこでは。多分ばあぶるで売ってもなかなか売れないと思うんですが、ただ16日市日だとあっという間に売れてしまう。で、この違いが何なのかと言いますと、やっぱり村内の方々が中心に16日市日には来ます。ばあぶるは要するに三陸道を通る方々が来て寄って、そしてまあ、物を見て帰っていくというふうなことで。先日、内陸の議員さんと一緒になる機会があって、野田のばあぶる立派になりましたね。ただ残念なのが、私、海産物があると思って行ったのに何もなかったと、乾物しかなかったって言うんですよ。鮮魚とかですね、ホタテであれ、カキであれ、ホヤであれ、何であれ、そういったものが何もなかったって。まあ、がっかりして戻ってきましたって。なんで売らないんですかっていうふうなことも言われました。海岸での特徴を、要するに漁村での特徴を出してない道の駅ばあぶる、これちょっと考えものかなと思ってますんで、その辺をもう少し重点的にこ入れをして、更なる観光客あるいは野田村への関心を持っていただくようにしていただければというふうに思います。その点について、もし気持ちがあればお願いします。

議 長 村長。

村 長 米田徳一郎議員の再質問でございます。道の駅に海産物がないということでございます。おっしゃる通り少しは出ておりますが、量が少ないためか売り切れてしまうことが多々あります。海産物に限らず、果物とかそういったこの辺でとれないものも求めてくる方もいるようでございます。品揃えにつきまして、今後どのようにうまく品を揃えていくのかということ再度検討しながら、常に改善していくよう考えておりますので、今後ともご指導よろしく申し上げます。以上です。

議 長 米田徳一郎君。

米田議員 思いは村長も私たち議員も同じだと思ってますので、ぜひですね、情報交換あるいはやはりあの私たち議員もそうですが、村長も他市町村、他県に出向く機会が多くていろいろなものをこう見聞きしてくる、それをこの野田村に生かせるようなものは生かしていただいて、さらなる発展のために取り組んでいただきたいというふうな思いを込めて次の３番目の質問に入らせていただきます。

３点目の質問、村道等の新設維持補修についてということで、一応全体を俯瞰しながら必要性、ルートの選定などを検討していくというふうなことのようですし、また路面状況調査については、補修をしたところもありますけれども間に合わない状況です。なぜ間に合わないのかっていうと、だんだんに古くなって荒廃していく箇所が増えていくのに、予算が増えないっていうのがまず一つの原因だと私は思っていました。今一番気になってる箇所ですけど、明内セイイチさんの所から中野富商店、旧、あそこまでの間の途中からですですね、側溝もそうですし、路面もそうですし、それから旧水路が15地割と16地割の間に明内セイイチさんの辺りまでいってる水路があるんですが、それはもうほとんど機能してないんで、今の教員住宅の、今じゃない、元の教員住宅の所にもう直接こう落ちてくる、そういう状況でいつも冠水するんです、雨が降れば。で、道路を通るにも何をするにも非常に困難ですので、早急に解消していただかないと村民の方々多分納得いかないのかなというふうに思いますので、その辺も含めて再度、早急に維持補修しなければならない箇所などを把握しながら、早急に検討していただければというふうに思いますんで、その点と、それから、先ほど小野寺議員さんも午前中に質問されてましたが、中平明内線、拡幅工事。これ多分私、本来小学校を整備する前からもう整備してなければならない箇所なんですよ。どっちかという道路の方が遅れて、小学校が先に出来てしまった。それとあと道の駅だったり三陸道ができたことによって、車のその動きが全然違ってしまってますので、その点も含めて、その児童生徒の安全安心、交通事故から住民を守る、そういった観点からも、やっぱり早急に検討して改善すべきじゃないかということと、それから旧県道から新県道までの直線道路。あそこから出入りすると、今まで問題があった住民の方々に対するご迷惑も解消するのじゃないかなというふうに考え、これも２回目ぐらいですかね、質問が。これもやっぱり真剣に考えていただければというふうに思いますし、今回の総合計画の中にも含まれていけばよかったんですが、そういう箇所を指定したような文言は当然含まれないんでしょうから、ただ、その中で検討して改修して、早急に安全安心を確保するという対応をぜひお願いしたいということですね。再度この点についてご答弁をお願いします。

議 長 村長。

村 長 米田徳一郎議員の村道等の新設補修についての再質問にお答えします。まず、村道等あちこち老朽化したりして荒れているというような状況でございます。議員もご理解いただいておりますけれども、やはり財政的に厳しいものがございますので、優先順位、最初に要望があったからそこを先にということではなくて、その都度、住民懇談会等で要望が出た箇所は確認して、優先順位を基準を持って決めながら進めてまいりたいと考えます。また、新県道と旧県道をつなぐルートでございます。確かに下明内地区の交通量が多くなって、現状の道

路ではかなりすれ違うのも、あるいは見通しも悪いというのも危険な状況にあることは承知してございます。ただ、新たな新道となりますと、じっくりと検討が必要になってくるとは思います。状況を見ながらそちらの優先順位も入れて補修とは別に大きな補助事業による整備の方の優先順位も検討してまいりたいと考えております。以上です。

議 長 米田徳一郎君。

米田議員 いろいろ検討しながら予算の関連の含めて対応していきたいということですが、三陸道の整備の際にこんな所にこんな道路を作ったとどうするんだい、クマとかシカが通る道路を作るのかって非難された経験を持っています。トンネルと橋しかない道路に作ってお前たちはどうするんだって言われましたけれども。でも、道路を作ったことによって、それを利用する方が作ったことによって増加している。今だと八戸道よりも三陸道の方が交通量が多いぐらいです。道路は作らないと通らないんですよ。道がないと人が通らないと同じで、道があれば車も通る。その見極めが大事です。いつ作ればいいかっていうことはやっぱり今の状況だとなるべく早くってというのが私の見込みですけど、予算がない。この予算を確保するのは、誰なんでしょう。私は村長だと思っているんですよ。財政を獲得してくる。県でも国でもですけど。獲得してきてその事業を執行するのはやっぱり村長。決定するのは私たち議会ですけど。それを真剣に取り組まないと、今も真剣に取り組んでいるとは思いますが。さらに真剣に取り組んでいただいて早期完成を目指していただきたいというふうなことです。で、この点について再度決意をお尋ねします。

議 長 村長。

村 長 米田徳一郎議員の再質問にお答えいたします。その通りというのもあるんですが、要望によって、予算を取ってくるというのは確かにそういうのを必要と考えます。いずれどのような形で予算を確保できるのか、あるいは要望っていうのは無駄ではないとは思いますが、力を入れて取り組んでまいりたいと考えます。以上です。

議 長 米田徳一郎君。

米田議員 やっぱり予算確保するためには、何をすればいいかというと、多くの人と知り合うってことだと思うんです。国会議員であれ、県議であれ、県職員であれ、そういった人方と交流を深く交流して、あのお金は使わなくていいですよ。気持ちで交流をして、できるだけそのひいきはしてほしくないんですが、妥当な要求だっていうふうな理解のもとに、お金を予算を付けていただくような活動をぜひこれからも取り組んでいただきたいというふうに思いまして、次の4番目の質問に入らせていただきます。もうこれ最後になります。時間も無いので、30分で終わる予定がこんなにかかってしまいましたけど。

4番目の旧道の駅ばあふる、のだばあふるのことについてです。村長、答弁書の中に、処分制限期間の満了についてということで示されてましたけど、多分、補助金の適化法（補助金適正化法）の関係での年月だと思うんですが。適化法は何年になって、その時期がいつなのか。だいたい耐用年数なのか、それとも

補助金交付されてから7年なのか、10年なのか。その点と、それから、丹野さんでしたか質問されてましたけども、旧道の駅のだばあふる。ここに職員が1人、どこの職員かってお尋ねしたら、株式会社のだむらの職員だというふうに伺いました。ただ、今切符も売りながらも定期を売ってると。それ以外に仕事は何をやっているのか全然私たちにも検討がつかないし、株式会社のだむらについても、多分、掌握されてるのかどうかも分かりませんが。ただ、土日の新しいばあふるでソフトクリームを買う方々の行列を見て、待ってるのを見ると、なんでここでは売れないのかなと。人もいるのに、その人有効に使ったらソフトクリーム売れるんじゃないかっていうふうな、そういう疑問持ってる方々がたくさんいますし、買えない、ここで買えないってということについての疑問を持ってる方もいます。できれば、今の株式会社のだむらの職員の中で対応できないものかどうかということがまず一つ。それから先ほどお話した、これはあとでご答弁頂くと思うんですけども、処分制限期間で私思うのは、あそこにそれこそ海産物のいけすを持ってきて、あそこでホタテでもカキでもホヤでも、売れるように取り組む考え、あるいは今は陸上養殖もあります。畜養施設の畜養整備もありますんで、そういったものをフルに活用して、そして対応できないものかと。そうすると漁師さん方も、ある程度の希望がまた持てるんで、若い人方も来るんじゃないかっていうふうなこともありますので、そういう取り組みをやったりこれからしていかなないと、野田村がますます人口が減少して衰退していきますので、ぜひ、それを防ぐためにも前に向かった取り組みを実施していただきたい。っていうふうなことです。今ご質問した内容の村長のお考えを再度お尋ねします。

議長 村長。

村長 米田徳一郎議員の旧道の駅ばあふる等の利用計画の再質問にお答えする前に、先ほどの最初の答弁の訂正を述べさせていただきます。貸付公募の申込件数を2件と発言いたしました。4件に訂正させていただきます。大変申し訳ありませんでした。

それでは、再質問にお答えいたします。まず、旧産直施設の処分制限期間でございますけれども、24年間の処分制限期間で満了日が令和8年3月20日という状況になってございます。それから、駅の業務、株式会社のだむらで今駅の業務を指定管理を受けてもらっているということでございます。ご指摘のとおり人が常駐しております。その際にも何か販売等、のだ塩ソフトでも販売すればいいのではということではございますが、今回、公募等してございまして、貸し付けを申し込まれる団体が確定すれば、そちらの方で運営を考えていただくこととなりますし、もしなければ、引き続き株式会社のだむらに引き受けていただくというようなことになるかと思いますが、その際には再度、駅でのにぎわいづくり、あるいは観光客の利便性といいますか、集客のために何らかの営業等、あわせてやっていただけるよう検討してまいりたいと考えます。なお、旧産直施設あるいは旧道の駅、物産館のほうでございまして、いけす等の検討をしている団体もあるようでございます。ただ、村が主導で水産業の施設にということにはなかなか難しいことがありますので、いずれ応募者の提案を待ちながら、できればそういった方向の目的で使っていただけるような事業所さんがあれば、そちらを優先できればというように考えております。以上です。

議長 以上で、9番、米田徳一郎君の一般質問を終わります。

議長 次に、1番、山田陽子君の一般質問を許します。
山田陽子君。

山田議員 村政の山積する諸課題等の中から6項目について、1番、山田陽子が質問いたします。1点目、「小中学校の給食費無償化に伴う保育施設への対応について」新年度、2026年4月から全国の小学校で給食費が実質無償化されます。野田村においては小中学校を対象に給食費が無償化される方向で進められています。このような中で、保護者からは保育施設についても全面的な無償化を望む声があります。このことについてどのようなお考えをお持ちなのか村長の考え方をお示し下さい。

2点目、「クマ等の鳥獣対策について」去年は全国的にクマによる人身被害や市街地等への出没など、村内でも各所に出没し、シカやイノシシなどによる田んぼや畑作への被害なども発生しているところです。深刻化する被害に対応して、国は2026年度予算で猟銃免許と実猟経験を持ち、有害鳥獣の捕獲・駆除を専門に行う自治体職員、いわゆるガバメントハンターの配置を進めています。現在、村では、地域おこし協力隊による対応ですが、任期等の問題もあると考えます。現状と今後このことをどのように進めていくのかお尋ねします。

3点目、「ジェンダー・ギャップの解消について」国が1999年6月「男女共同参画社会基本法」を制定し27年目になります。このことを機に、全国の地方公共団体で法律に基づいて条例づくりが始まりました。野田村も第2次野田村男女共同参画基本計画を策定し2018年度から2027年度までの取り組みを示しています。こうした中で日本の男女格差がひと目でわかる、ジェンダー・ギャップ指数、昨年148か国中、日本は118位と依然低い状況です。村における、ジェンダー格差解消に向けた問題は山積しています。ここにフォーカスし、本腰を入れて進めていかなければ、人口減少にも大きく影響すると危惧します。村としてジェンダー・ギャップを解消していくために、今後どのような取り組みが必要だとお考えでしょうか。若者や女性が住みやすい地域にするために、現実的な取り組みについて具体策をお示しください。

4点目、「パートナーシップ制度導入について」岩手県におけるパートナーシップ制度の導入に関する指針は、2023年4月に施行され、性的少数者（LGBTQ+）カップルなどを公認する市町村の制度導入を後押しする指針です。県内市町村の制度要件や手続きの円滑化を図り、県営住宅の入居や県立病院での面会・病状説明などにおいて、制度利用カップルへサービスを提供する指針です。このことは、以前にも質問させていただいておりますが、その後どのように検討されてきているのでしょうか。岩手県の制度導入状況は8割を超えているようです。県内のパートナーシップ制度導入自治体は15市町で整備され新年度も導入を進めている市町村があると聞いています。この状況をどのように捉えているのか、また当村においても制度導入へ向けて、精力的に取り組んでいくべきと考えますが村長の見解を伺います。

次に、「村長施政方針演述について」産業振興による地方活力の増進を目指して、観光振興について、みちのく潮風トレイルなど地域資源を生かした独自性のある事業を展開し、村への誘客や交通・関係人口の増加を図るとともに、

各地の大学など既にあるつながりを更に強く、ひいては移住・定住へつながることを目指し取り組んでいくと明記されています。このことは心強く非常に期待できることだと受け止めています。この地域資源を生かした独自性のある事業展開とは一体どのようなものなのでしょう。具体的にこの事業を展開していくその取り組みについてお示し下さい。

次に、「教育行政方針演述について」教育行政方針演述において、第1に学校教育の充実について、知・徳・体をバランス良く身に付けた「生きる力」をもつ子供の教育を目指すとともに、「学校、家庭、地域の連携」を図りながら、8つについて重点的に取り組んでいく方針を示しています。

1つ目の、「地域学習及び復興教育の推進」について、「地域学習」に特化して伺います。教育委員会として、地域の「人、もの、こと」との関わりを通して、よりよい生き方や地域の発展を考える学びを充実するとともに、これからもふるさとを愛し、夢と希望をもって、未来をたくましく創造する人材を育成することを大切に事業を推進していくとあります。そこでお尋ねします。昨今の国の社会情勢において、少子化による人口減少は、この野田村でも待ったなしの状況です。このような実情において「議員のなり手不足」も全国的に問題となっていますし、当村においても危惧される問題だと感じています。このことは、主権者教育の分野ではありますが、中学生の授業の一環として、また、地域学習としても議会の傍聴や子ども議会などを実施することは、これからの人材育成に大きな意味があり、昨今の問題等に重要なことだと考えます。以前実施した経緯もありますが、教育長の見解をお示しください。以上6点、よろしくお願い致します。

議 長 村長。

村 長 山田議員の1番目のご質問であります「小中学校の給食費無償化に伴う保育施設への対応について」であります。村内の保育施設では3歳児以上の主食については家庭より持参していただいておりますが、児童全員の副食費を含めた保育料につきましては令和元年度から完全無償化を実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めてきたところであります。村が昨年2月に実施したニーズ調査の結果では、「主食の提供を希望する」と回答した人数は回答者73人中30人の約4割で、その理由については「主食も含めて出来立ての食事を食べてほしい」という声が最多でした。また、「主食の提供を希望しない」と回答した約6割の方々については「子どもの体調に合わせて自分で量を決めたい」という声が最も多い理由でした。主食を提供するかどうかにつきましては、それぞれのメリットがあり、更には、運営者側の事情もあることから、保護者の方々ともよく話し合っていただくことが大切ではないかと考えております。

2番目のご質問であります「クマ等の鳥獣対策について」であります。昨年は全国的に多くのクマ出没情報や人身被害が発生しております。本村においては、1月末時点で目撃報告は46件、有害捕獲頭数12頭であり、県内では冬眠しない個体も実在することから依然として予断を許さない状況が続いております。「ガバメントハンター制度」、すなわち、特定の行政課題に対し、民間感覚を持つ協力隊員を「外部専門職」や「特命担当」として登用する仕組みは、行政の硬直化を防ぎ、隊員のキャリア継続を支える非常に挑戦的で意義のある視点であると、認識しております。本村の状況と国・県の制度内容などを見極め、村にふさわしい事業展開が図られるよう適切に判断したいと考えております。

3 番目のご質問であります「ジェンダー・ギャップの解消について」であります。社会の中でつくられた「男はこうあるべき、女はこうあるべき」という固定観念や無意識の偏見の払拭、それによって生じる機会・権利・待遇の差は解消すべき課題と認識しております。村においても少子高齢化により地域の産業や地域活動での担い手不足は顕著であり、若年層の進学・就職による転出が多いことがその要因の一つとなっております。短期間に解決が図られる課題ではございませんが、ジェンダー・ギャップ解消の意識を持ち、関係団体と協議しながら各種事業を実施して参ります。

4 番目のご質問であります「パートナーシップ制度導入について」であります。令和5年3月に岩手県から「岩手県におけるパートナーシップ制度の導入に関する指針」が示され、令和7年6月時点で県内の15市町が導入しております。この制度は法律で定められた制度ではございませんが、誰もが生きやすい地域社会の実現が期待される施策であることから、本村におきましても令和8年度中の制度導入に向け、取り組んで参ります。

施政方針演述に対するご質問であります「観光振興における独自性のある事業展開について」であります。本村が有する、村外からの誘客や交流・関係人口の増加につながる独自性のある地域資源としては、各地の大学とのつながりや準村民登録制度である「心はいつものだ村民」などの人的資源、みちのく潮風トレイルや塩の道など地域の自然特性や歴史を生かした資源。また、震災からの復旧・復興に取り組んできた経験も、震災学習事業や村外からの来訪動機につながっている地域資源の一つであると認識しております。これらの資源は、各大学のフィールドワーク、村外からも多くの誘客がある民間事業者によるイベント開催、年間を通じて20団体以上が訪れ参加総数は800人に迫る震災学習など、本村の独自性のある取り組みを生んでおります。また今年度は、長年の交流を経て地域おこし協力隊として2名が着任するなど、交流が移住・定住につながる事例も生まれております。村では、行政主導で取り組むもの以外にも、民間活力を地域活性化に生かす取り組み、交流・関係人口が本村に関わりやすくなる取り組みなど、さまざまな面から複合的に取り組み、今後も村への誘客や交流・関係人口の増加を図って参りたいと考えております。以上で答弁を終わります。

議 長 教育長。

教 育 長 山田議員の教育行政方針演述に対するご質問であります「地域学習及び復興教育の推進」に関する「地域学習として議会の傍聴や子ども議会などを実施すること」についてであります。議員ご指摘のとおり教育委員会といたしましては、「ふるさとを愛し、夢と希望をもって、未来をたくましく創造する人づくり」を基本目標に掲げ、「地域学習及び復興教育の推進」を学校教育の充実の1つ目の柱としているところでございます。取り組みとしましては、小学校では、村を知るための学習として、地域と連携した「野田村ふるさと学習」を行っているほか、中学校においては、震災の教訓を次世代につなぐ「創作太鼓」をとおした復興教育を推進しており、小学校から中学校の9年間において、「過去」・「現在」の学びを深めているところでございます。そして、令和8年度以降においては、子どもたちの視野を広げる新たな事業の創造として、これまで行ってきた「過去」・「現在」の学習を活かし、「未来」を創造する学習に取り組んで参りたいと考えております。そのひとつの案としまして、中学生が野田

村の将来像や、村の防災を含めたまちづくりなど、子どもの視点から未来に向けた提言等を村に行く機会として「未来創造会議」いわゆる「子ども議会」を構想しているところであり、その開催に向けて準備を進めて参りたいと考えているところでございます。以上でございます。

議長 ただいまの答弁に対し、再質問を許します。
山田陽子君。

山田議員 1点目の「小中学校の給食費無償化に伴う保育施設への対応について」でございますが、ニーズ調査もおこなったようでございますので、積極的に検討しているという姿勢を伺えたことは非常に良かったなと思っております。昨今の子育て世代というのは、大半が共働き、そして今は「共育て」という子どもを育てるっていう共育てが多くなっているという。特に朝は時間に追われて毎日大変な状況のようですし、働き方の環境を少しでも改善できることは若者や女性が暮らしやすい地域にもなっていくのではないかなというふうに思っています。現在は、村長の答弁では、3歳児以上の主食については家庭からご飯を持参してもらっているという、そういったことなんですけれども、その中で、運営者側の事情もあるということのようですが、ここは以前にも伺った気がしますけれども、何が問題となっているものなののでしょうか。少子化にも影響するのではないかと。徹底した野田村の子育て支援に取り組んでいくことが望ましいと考えますが、再度伺います。

議長 村長。

村長 山田議員の保育施設への給食の対応でございますけれども、運営者側の事情ということで、さまざまな事情があると思いますが、やはり子どもにとってどちらが良いかという。正解は当然ないわけでございます。せめて、保護者の希望等取り入れながらどちらかにするという方針を決めかねているという事情でこちらは理解してございます。どちらにいたしましても、子ども本位でどうするか決めていただきたいと村では考えております。以上です。

議長 山田陽子君。

山田議員 ニーズ調査では4割が求めていると。主食の提供を希望しないって方が6割と。これを数字でいえば4割、6割というところですが、微妙な数字といえば微妙なところですが、まず視点を変えて、もちろん子ども達の食事を親御さんが気かけながらというのは非常に最も大事なことですけれども、視点を変えてというのは、両方とも今、働かなければならない、そういったところからいきますと、野田村の場合の子育て支援って一つ、二つというふうに積極的に進めることによって、もっと人口が増える可能性もあるのではないかなというように考えておりますので、その視点から見ればこのことについては、運営者側と村とで協議をしながら積極的に進めていただければいいのかなと思いますが、再度伺います。

議長 村長。

村 長 山田議員の再質問にお答えします。先ほど、子ども本位と言いましたが、確かに親御さんの事情もあることもご察しいたします。それで、アンケートをとって多数決の方で決めるかということにもならないかと思います。その辺を運営者側で再度話し合う機会を設けていただいて、どちらにするか、あるいは希望のとおりにするのかそういった情報をまとめていただく必要があると考えます。やはりご飯は、どこの家庭でも炊いていると思いますが、持たせてやる手間とか気持ち的に朝の忙しい時間にはきついなという考えはもちろんあると思います。運営者側からの事情を聞きながら進めたいと考えております。以上です。

議 長 山田陽子君。

山田議員 それでは次に、2点目の「クマ等の鳥獣対策について」ということで、「本村の状況と国・県の制度内容などを見極め、村にふさわしい事業展開が図られるよう適切に判断したい」ということのようにですが、現在、協力隊の方でこちらの分野の方がいらっしゃいますが、その方は多分、今年の夏ぐらいが任期なんではないでしょうか。これまで3年ですか、積極的に活動していただいているものと思っておりますけれども、その方が仮にあと数か月で終わるわけですが、その後はどういうふうな体制で。ガバメントハンター制度に切り替えていくものなのかどうなのか。ある意味せつかく3年間この村内の分野の状況等を把握している方ですが、希望するかしないか別にしても、その方が現在はいく数か月後には。そういう実態の中で対策をどう進めていくかということになるわけですが、適切に判断してっていうのは、いつ頃の時期までに検討されていくものなのではないでしょうか。

議 長 村長。

村 長 山田議員の鳥獣対策の再質問にお答えします。現在の鳥獣対策に取り組んでいる地域おこし協力隊の任期でございますが、本年6月末までの任期となっております。その後は、本人の希望等聞きながら、起業何か事業を起こす際には支援する予算等も確保してございますし、あるいは、本人の希望があれば引き続き村の職員として何らかの対応をしていただければと考えてございます。ガバメントハンター制度につきましては、市町村がやるのではなくて、今回の制度自体は県が募集して設置したハンターでございまして、緊急銃猟等の際に市町村の支援に入るという制度でございます。いずれ、3年間で培った技術と知識等、村で生かしていただきたいというのが村の希望でございます。今後どのように対応していくか期限までには何とか方向性を決めてまいりたいと考えております。以上です。

議 長 山田陽子君。

山田議員 いずれにしても、クマ等の鳥獣はこちらの都合で出てくるわけではございませんので、それらに関係なく出没するわけですので、その際に対応できるような方向で進めていくことが必要だと思っておりますので、その点については、よろしくお願いいたします。

次に、「ジェンダー・ギャップの解消について」伺います。短期間に解決が図られる問題では確かにございません。国、県、村が示してからもう27年が経っ

ていても、未だにまだなかなか118位という前後になっているわけですが、関係団体というのは、おそらく男女共同参画協議会等だと思うんですが、私がここで改めて話さなくても、皆さんもこのことというのは分かってはいることだと思いますけど、参考までにちょっと長くなりますけども、時間内には収めたいと思いますので、よろしくお願いします。これは、共同参画の関係の会議の中で伺った話だったんですが、本当だなんて、あ、そういうもんなんだなと私も改めてまた自分もそういうふうに使っていた時もありながらも、やっぱり長くなっていくことによって劣化してくることもあるというふうに再認識したわけですが、ある女性がですね、これは多分その学生さんだと思うんですが、地元の本家の法事に出席したそうです。その宴会では、男性は全員上げ膳で据え膳で飲み食いする一方、女性は働いてる人も、働いてない人も年齢に関わらず、料理の支度や、お酌に借り出されるようすを見て、「もうこんな地元には二度と帰らない」と、そういうふうに使ったんだそうです。そういう決意をして、実際やはりこの方はその地元には残らないで、都会に出てったというようなお話なんですけれども、このことというのはですね、村長、どのように受け止めますか。

議 長 村長。

村 長 山田議員のジェンダー・ギャップに関する再質問にお答えします。あくまで私個人の考えでございますが、山田議員のおっしゃったような状況は、小さい頃から多々目にしておりますが、年代にもよると思いますが、私たちの年代50代、もしかしたら40代の方々もあるかもしれませんが、その辺の意識はそれが当たり前といいますか、そういうことだったなということだと思っているかと思えます。そこから下の年代につきましては、小さい時からの教育等あるいは、社会のそういった男女のジェンダー・ギャップの意識が学んできているかといいますか、慣れてきているということでございます。実際、下の年代の方々を見ていても何ら女性がそういった役割をする、あるいは男性はただ飲んでいというような意識ではなくなっているものと思えます。短期間では解決できないというところでございます。さまざまな対策といいますか、啓蒙普及をしながら時代が移っていけば、かなり解消されるものも出てくると考えますが、行政といたしましても何ら手を打たないというわけではなく、根気よく引き続き取り組んでまいらなければいけないものと考えます。以上です。

議 長 山田陽子君。

山田議員 はい、ありがとうございます。確かに今、村長がおっしゃったとおりで年齢によってもだいぶ違います。けれども1990年代っていいますと、俗にいう失われた30年という、そういう時代にこの共同参画が推進されてきているわけですが、地方の中ではですね、先ほどの話は地域のことであったんですが、もしかしたらそれが地域だったり家庭だったりとかってというようなことだったと思うんですが、そのことというのは地域、野田村でも改善というか解消されていくものだと思うんですよね。それをするためにはですね、やっぱりここにいらっしゃる方々も全ての人が、我がこととして考えることっていうのが大事な視点ではないかなというふうに思います。この年代だからそれがうんぬんかんぬんじゃなくって、やっぱりそういう時代だったので、それはそれで仕

方がない。今の時代はそうじゃないんだというところを、やはり皆さんが気づいていくことが大事なことはないかなというふうに思うんですね。中小企業などでは、女性の雇用とか活躍を支援することはもちろん、今も進められていますし、今度、明日明後日ですか、3月8日は国際女性デーということで、新聞、ここにも報道の方がいらっしゃっていますけど、岩手日報等々でも、その特集が組まれたり、テレビ等でも国際女性デーを迎えるに当たって、番組だったりニュース等で少しずつピックアップして流れているっていう状況でだいぶ変わってきてはいるんですけども、やはりですね、地方に根付く男尊女卑の習慣というのは、若い年齢とか女性を地方から遠ざけてしまっている要因になっている、原因になっているっていう。その結果、若年女性が地域を離れてしまうと。そうすると結婚、出産の絶対数も減っていくと、自ずと減っていくと。そうすることによって、人口減少が加速化して地方が衰退するという、そういった影響も見逃せないのではないかなというふうにいわれています。この間あたりも新聞にございましたが、東京都は9年ぶりに出生数が増加したんだそうです。っていうのは、そこは交付金なくっても税金で都自体を回しているんで、お金は財政的にいっぱいあるので、子育て支援が本当に非常に区によってもだいぶ違って、そっちに引っ越したいっていうような、同じ東京都にいながらもってっていうような話をして、よくニュース等で出てますけども。そういったことで、結局都会に出ていく子供たちが増えて戻ってこない。特に女性は先ほどのような要因が大きく響いてくるっていうのは、やはり無視できない状況だと思うんです。その無意識的な思い込みといいますか、アンコンシャス・バイアスの解消といいますか、そういうことに向けて、やっぱり村も一緒になって取り組むっていうのは重要なポイントになると思うんです。ぜひ、その地方に在住しているこのような中高年の男性の方々にね、若い女性の声を届けて、いまだに根強い男尊女卑習慣をなくすようにする、さらなる啓発活動が必要だというふうに訴えている方もいますし、私もその通りだと思っております。歴史的に男性優位の社会構造が形づくられてきた結果、1990年以前はそういう形であったわけですが、結構、そういう形でそのまま形成されてきた結果が根付いた価値観で政治とか経済、社会文化の各分野で女性の差別を容認する姿勢に繋がったことが影響してるということになるのではないかなというふうに思っております。女性の活躍はですね、男性にとってもプラスになるものだと思います。男性も豊かに生活を享受できるし、また、男性にも多様な生き方の選択肢が広がって、プレッシャーからある意味解放される。最近は男性も結婚相手の女性に経済力を求める若い方々も増えてきていると聞きます。それでも地方で暮らすことは厳しい状況だという現実もございます。地方から若い女性が流出するわけっていうのは、先ほど来から話してる通りですけども、雇用とか地域社会で女性の差別的慣行がまだまだ残ってる。女性の活躍する場が少ない。仕事等に対してもそうですよね。正規雇用はなかなか少ない。非正規雇用が7割ぐらいというような状況だと。ここがっていうのではなく全体的な日本の話ですけど。共働きでも女性に家事負担がまだまだ偏ってるっていう。非正規では育休とかが取れないことが多いとか。女性が下働きをさせられるというような習慣がまだ残ってるっていうようなことで、やる気がある女性は都会、東京などの大都会に出ていく。海外に出ていく人も今は多いんだそうです。でもここでは都会に流出させないこととか、ここで暮らして、そして結婚してもらって、結婚してここで暮らしていくことっていうのが、最終的には私たち全村民が暮らしやすくなっていくことになっていくと思うんですけども、そのあたり

のところで、今回ちょっと残念だったのは、施政方針演述に、男女共同参画の文言がひと言も載っていなかったと。これはやはり、先ほど来、答弁書はございますけれども、これに本気度が、残念ながら私は受け取ることができなかったと。そういった意味で、たまたま施政方針演述に載ってなかったのかもしれませんが、今回私はこのことについては質問させていただきたいと思っていたところだったので、その意味ではひとこと、そここのところを付け加えさせていただいて、計画書と10年間の総合計画には、1行半だけ載っておりますね。よかったです。そこだけは抜けてなくて。しかしながら、しかしながら、やっぱりですね、協議会、毎年5万円の予算をいただいて、活動してるようでございますが会員は少ない。やはり地域全体が今言ったようなことを意識しながら考えてく、そこにはやはり、例えば前も話したことがあります、各地域の役員等についても女性も参画するとか、防災も含めてですね、そういったような形で、やはり村としてどういうふうな取り組みをしていくかっていうところは大きい重要なポイントだと思いますので、そのあたりのところで積極的に取り組んでいただきたいと思います。村長の施政方針演述の中で、第1は、「産業振興による地域活力の増進をめざして」というところがございますが、ここにはですね、男女共同参画というのは非常に影響することだと思います。この地域の特性や課題を明確にして、ジェンダーギャップを可視化してですね、ぜひ解消していくことが喫緊の課題だというように考えておりますので、村長がおっしゃるとおりで、村の力はあるといえば、人は男女です。野田村の男女共同参画の計画書の、人というところは男女と書いて、人と読んでいるものです。ご覧になっていると思うんですけども。そういったところで村の力というのは、男女共同参画にあるといっても過言ではないというふうに考えますので、これについても可視化しながら、積極的な取り組みを進めていく、村も積極的に主導して協議会と一緒に進めていくことが必要だと思いますが、再度伺います。

議 長 村長。

村 長 ジェンダーギャップの件で山田議員の再質問にお答えします。まず、施政方針演述に男女共同参画について触れられていないということでございましたが、決して重点的に取り組まないというわけではございません。やはり施政方針演述につきましては、前年に比べて新たなものであるとか変更があるとかですね、動きがあるものについて述べさせていただいております。だから令和7年度と変わらないかということでございますけれども、先ほどおっしゃったように短いながらも総合計画にも載せてございます。よりよい方法を検討しながら進めてまいりますので、その辺は山田議員にもリーダーシップ等發揮いただきながら、ご協力をお願いしたいと思います。以上です。

議 長 山田陽子君。簡潔にお願いします。

山田議員 はい。次に「パートナーシップ制度導入について」ということで、村におきましても令和8年度中の制度導入に向けて取り組んでいくという前向きな答弁をいただいておりますが、早い取り組みをできる限り早い取り組みをすることが人口増等にもつながるかもしれないというように期待しているところですのでよろしくお願いします。時期的にはいつ頃の予定なのでしょうか。

議 長 村長。

村 長 山田議員の「パートナーシップ制度導入について」の再質問でございます。令和８年度中の制度導入ということで答弁したところでございますが、目的とする時期でございますが、12月議会に条例を提案させていただき翌年１月１日施行に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。以上です。

議 長 山田陽子君。

山田議員 次に、「村長施政方針演述について」は、地域の自然特性や歴史を生かした資源ということで、そういった意味では、みちのく潮風トレイル、ここも対象となるという表現なのか。今の小学校の下にありますよね、昔の先人たちが住んだ跡が。あれもその中に含まれることなののでしょうか。あれは含まれないものなののでしょうか、再度伺います。

議 長 村長。

村 長 山田議員の施政方針演述の再質問にお答えします。小学校の入り口にある遺跡については、直接みちのく潮風トレイルには関係ございません。みちのく潮風トレイルは、おもに沿岸のルートでその辺の史跡、景観、地層等、ルートが決まっております。以上です。

議 長 山田陽子君。

山田議員 リサーチしないで来てしまっておりましたのでありがとうございます。それでは最後に、「教育行政方針演述について」伺います。今回、子どもの視点から未来に向けた提言等を村に行く機会として「未来創造会議」を構想しているというお話で、びっくりしております。びっくりというか、素晴らしいことだと思います。そういった点の中で今年度中に準備をして進めていくということで、年度内の実施っていうのはまだこれからでしょうけれども、そのあたりのタイムスケジュールを伺います。

議 長 教育長。

村 長 山田議員の再質問にお答えします。いつごろからかということでございますが、まず対象としては中学校３年生を考えております。次にいつごろからかということですが、中学校では総合的な学習の時間の限られた時数の中、復興教育の一つとして創作太鼓や防災教育に取り組んでおり、年間のカリキュラムもほぼ確立しているものと把握しております。先ほどの答弁でも述べましたように、これまで行ってきた過去、現在の学習を生かし、未来を創造する学習、未来に向けた提言等を子どもの視点から村に行く未来創造会議はぜひ実現したい事業ではありますが、単発ではなく継続した事業として行うためには、今後小中学校と内容やカリキュラムについて深く協議し、充実した内容となるよう進めてまいりたいと考えておりますので、今年度中の開催については、かなり厳しいというふうにご理解いただければと思います。以上でございます。

議 長 よろしいでしょうか。
以上で、1 番、山田陽子君の一般質問を終わります。

議 長 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。
なお、次の会議は、3 月13日、午後 1 時30分に開会いたします。
本日は、これにて散会いたします。

(閉会 15時18分)

令和8年3月 第11回野田村議会定例会会議録（第3号）			
招集年月日	令和8年3月4日（水）		
招集の場所	野田村議会議場		
開 会	令和8年3月13日（金） 13時30分 宣告者 野田村議会議長 米 田 忠 一		
散 会	令和8年3月13日（金） 14時23分 宣告者 野田村議会議長 米 田 忠 一		
応招（不応招）議員 及び出席、欠席委員 出席 9名 欠席 0名	議席番号	氏 名	出欠の別
	1	山 田 陽 子	○
	2	小野寺 光 男	○
	3	中 川 大 和	○
	4	丹 野 和 子	○
	5	中 川 昇	○
	6	小野寺 豊	○
	7	前 川 安 男	○
	8		
	9	米 田 徳一郎	○
	10	米 田 忠 一	○
会議録署名議員の 氏 名	3	中 川 大 和	
	4	丹 野 和 子	
	5	中 川 昇	

地方自治法第121条 の規定により、説明 のため出席した者の 職氏名	村 長	小野寺 勝 幸
	副 村 長	小谷地 鉄 也
	教 育 長	菊 地 理
	総 務 課 長	大 沢 勝 利
	住 民 生 活 課 長	松 頭 容 子
	保 健 福 祉 課 長	神 田 康 弘
	産 業 振 興 課 長	貳 又 正 貴
	会 計 管 理 者 兼 税 務 課 長	小 屋 畑 浩 明
	地 域 整 備 課 長	前 川 満
	未 来 づ くり 推 進 課 長	小 野 寺 輝 彦
	教 育 次 長	明 内 和 重
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	書 記	中 野 俊 男
	書 記	畑 田 純 一
	書 記	小 野 寺 忍
議 事 日 程	別紙のとおり	
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり	
会 議 の 経 過	別紙のとおり	

議 長 これより、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は 9 名であります。定足数に達しております。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議 長 これより、日程に入ります。
日程第 1、「諸般の報告」を行います。
また、○予算特別委員会の審査結果報告書、
○議会改革等に関する調査特別委員会の調査結果報告書、
○議会運営委員長から閉会中の継続調査申出書、
○令和 8 年度議員派遣計画書をそれぞれ、お手元に配付しております。

議 長 次に、日程第 2、議案第 5 号「野田村課設置条例の一部を改正する条例」を
議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
総務課長。

総務課長 ただいま議題となりました、議案第 5 号「野田村課設置条例の一部を改正する
条例」につきまして、その内容についてご説明いたします。今回の改正は、
事務の効率化や職員の負担軽減、適正な職員の配置を図るため、税務課と出納
室を統合したいことから、課設置条例を改正しようとするものであります。議
案書をご覧ください。「改正前」の課の設置及びその名称の第 2 条の第 5 号に
規定する「税務課」を「改正後」の「税務会計課」と改正するものであります。
第 3 条の事務分掌につきましては、今回の改正に合わせ、他の町村の例になら
い、組織の在り方を見直しやすくするため、規則に委任するよう改正するもの
であります。以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。
質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第 5 号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第３、議案第６号「がんばるのだ応援寄附条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
未来づくり推進課長。

未来づくり推進課長 ただいま議題となりました、議案第６号「がんばるのだ応援寄附条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。改正の趣旨ですが、新たな野田村総合計画の策定に伴い、所要の改正をしようとするものです。改正案の内容ですが、第２条、事業の区分について新たに策定された野田村総合計画の基本構想の施策の大綱に合わせて、第１号は、産業振興による地域活力の増進に関する事業。第２号は、ふるさとを愛し、夢と希望をもって、未来をたくましく創造するひとづくりに関する事業。第３号は、誰もが安心して暮らせる社会福祉に関する事業。第４号は、魅力ある生活基盤に関する事業。に改正し、第５号は、安全で安心できる住みよいむらに関する事業。第６号は、住民と行政の連携による持続可能なむらに関する事業。を追加するものです。附則は、この条例は令和８年４月１日から施行すると規定しています。以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
議 長 それでは採決いたします。
議案第６号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第４、議案第７号「特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
総務課長。

総務課長 ただいま議題となりました、議案第７号「特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、その内容をご説明いたします。今回の一部改正は、近年のエネルギー、食品、食料品等の物価高騰など諸般の情勢に鑑み、特別職の給与及び報酬を改定しようとするもの

であります。議案書をご覧いただきたいと思います。改正内容でありますが、別表第1の表になります。村長につきましては、給料月額を61万5,000円から65万円に、副村長は52万5,000円から55万円に、教育長は50万円から53万円に引き上げしようとするものであります。なお、引き上げ率は端数処理により、4.8パーセントから6パーセントであります。次に、年額報酬となっております、各種委員会の委員長等におきましては、教育委員会の委員は17万9,000円から19万円に、選挙管理委員会の委員長である委員を、22万8,000円から24万円に、委員長以外の委員を15万6,000円から17万円に、監査委員の識見を有する者から選任された委員を22万8,000円から24万円に、村議会の議員から選出された委員を21万3,000円から23万円に、農業委員会の会長である委員を22万8,000円から24万円に、会長以外の委員を16万8,000円から18万円になります。2ページをお開きください。上段の、農地利用最適化推進委員が16万8,000円から18万円に、下段になります。学校医及び学校歯科医が、基礎報酬20万円から21万円に、執行報酬1時間当たり3,500円から3,700円に、児童生徒1人当たり300円から400円に、学校薬剤師が7万4,000円から8万円の5パーセントから8.97パーセント引き上げるものであります。また、2ページの上段になります。日額報酬となっている、固定資産評価審査委員会の会長である委員を5,500円から5,800円に、会長以外の委員を5,000円から5,300円に、審査会、審議会及び調査会等の委員または構成員のうち、会長、委員長を5,500円から5,800円に、会長、委員長以外を5,000円から5,300円に。3ページになります。民生委員協議会委員及びスポーツ推進委員を4,500円から4,700円の4.44パーセントから6パーセント引き上げるものでございます。次に附則でございますが、この条例は令和8年4月1日から施行しようとするものであります。なお、この改正案につきましては、令和8年2月19日に21世紀まちづくり委員会総務部会より、今回提案した内容で了承を得ていることを申し添えます。以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第7号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第5、議案第8号「野田村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
総務課長。

総務課長　ただいま議題となりました議案第8号「野田村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、その内容をご説明いたします。今回の一部改正は、近年のエネルギー、食料品等の物価高騰など諸般の情勢に鑑み、特別職の報酬を改定しようとするものでございます。議案書をご覧くださいと思います。改正内容であります。別表第1の表になります。議長につきましては、報酬月額を23万4,000円から25万円に、副議長は18万7,000円から20万円に、議長、副議長を除く議員におきましては、16万9,000円から18万円に引き上げしようとするものであります。なお、引き上げ率は端数処理により6.5パーセントから7パーセントであります。次に附則でありますが、この条例は令和8年4月1日から施行しようとするものであります。なお、この改正案につきましては、令和8年2月19日に21世紀村づくり委員会総務部会より今回提案いたしました内容で了承を得ておりますことを申し添えます。以上で終わります。

議　　長　　これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
（なしの声）

議　　長　　質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
（なしの声）

議　　長　　討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第8号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
（なしの声）

議　　長　　ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議　　長　　次に、日程第6、議案第9号「野田村福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
住民生活課長。

住民生活課長　ただいま議題となりました、議案第9号「野田村福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。改正の趣旨でありますが、基金の額を減額するほか、所要の改正を行うものでございます。改正案の内容でありますが、第1条、設置は、医療費助成事業について医療費助成に係る条例名を明記するものでございます。第2条、基金の額は、基金の額を600万円から50万円に変更しようとするものでございます。第4条、貸付の金額は、貸付の金額について文言の整理を行っております。第5条、貸付条件は、延滞利率を年10.75パーセントから年7.3パーセントに変更しようとするものでございます。附則は、この条例は公布の日から施行するものでございます。
以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第9号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第7、議案第10号「野田村国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
住民生活課長。

住民生活課長 ただいま議題となりました、議案第10号「野田村国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。改正の趣旨でございますが、基金の額を減額するほか、所要の改正を行うものでございます。改正案の内容でございますが、第2条、基金の額は、基金の額を600万円から50万円に変更しようとするものでございます。第5条、貸付条件は、延滞利率を年10.75パーセントから年7.3パーセントに変更しようとするものでございます。附則は、この条例は公布の日から施行するものでございます。
以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第10号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第8、議案第11号「野田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
税務課長。

税務課長 ただいま議題となりました、議案第11号「野田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましてご説明いたします。議案書の後ろから2枚目、改正概要（参考資料）の1ページ目をご覧ください。まず、1、改正の趣旨ですが、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、国民健康保険税にかかる税率等所要の改正をしようとするものでございます。次に、2、改正の内容についてですが、子ども・子育て支援納付金の項目が新たに追加されたことに伴い、併せて、村の国保税の税率及び税額、並びに軽減額等を朱書き部分の通り見直ししようとするものでございます。具体的には、第2条で、子ども・子育て支援納付金にかかる要件を定め、第6条から第9条の6において、税率と税額を定め、第23条において、軽減額とその要件を定めるものでございます。最後のページになりますが、3、施行期日等として、この条例を令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の国民健康保険税から適用することとしております。以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論がありますので、まず、原案に反対の議員の討論を許します。
丹野和子君。

丹野議員 議案第11号「野田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」に反対の討論を行います。この条例は、国民健康保険税の税率等の改正と子ども・子育て支援納付金の財源とするために、国民健康保険の課税額に子ども・子育て支援納付金を追加するものです。子ども・子育て支援納付金は、市町村国民健康保険、後期高齢者医療保険、被用者保険の共済、健保、健康保険組合、共済組合等全てに賦課されます。さらに、令和8年度に始まり令和10年度まで賦課額が段階的に増額されるとのことでした。医療保険料に医療給付とは別な目的で上乗せすることは、社会保険の原理に反しており、目的外負担は問題です。また、村の税率改正に伴う、世帯所得別税額試算によるモデルケースでは、全ての世帯に、特に世帯所得の低い世帯でも増額になっています。国保税が毎年引き上げられ、被保険者の負担が増加することは、このような物価高の中において大変なことであります。このような理由から、議案第11号、野田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対します。

議 長 次に、原案に賛成の議員の討論を許します。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

それでは採決いたします。

議案第11号は、原案のとおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

議 長 起立多数。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第9、議案第12号「野田村火入れに関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

議案内容の説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長 ただいま議題となりました、議案第12号「野田村火入れに関する条例の一部を改正する条例」につきまして、その内容をご説明申し上げます。今回の改正は、久慈広域連合の火災予防条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。第14条、第1項及び同条第2項において、林野火災注意報、林野火災警報を条文に追加するものであります。また、附則において、交付の日から施行しようとするものでございます。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第12号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第10、議案第13号「児童館設置条例を廃止する条例」を議題といたします。

議案内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長 ただいま議題となりました、議案第13号「児童館設置条例を廃止する条例」について、内容をご説明いたします。廃止の理由であります。この条例は児童福祉法に基づき、児童に健全な遊び場を与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするために定めたものであります。この度、放課後児童クラブの統合及び移転、並びに施設の老朽化により、玉川児童館を廃止しようとするものであります。施行日は令和8年4月1日としております。

以上で議案内容の説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第13号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第11、議案第14号「観光特産品展示館条例を廃止する条例」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
産業振興課長。

産業振興課長 ただいま議題となりました、議案第14号「観光特産品展示館条例を廃止する条例」につきまして、その内容をご説明申し上げます。今回の廃止条例は、観光物産館ぱあぶるの機能移転が完了したことから、条例を廃止しようとするものであります。附則として、この条例は令和8年4月1日から施行するものとでございます。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第14号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第12、議案第15号「野田村総合計画の基本構想及び基本計画を策

定することに関し議決を求めることについて」を議題といたします。

議案内容の説明を求めます。

総務課長。

総務課長

ただいま議題となりました、議案第15号「野田村総合計画の基本構想及び基本計画を策定することに関し議決を求めること」につきまして、その内容をご説明いたします。議案書の次のページに添付してございます。議会説明資料につきましては、これまでの経過や現計画との主な変更点、主要な施策の方向性などについて記載しておりますのでご参考願います。また、今回の提案に当たりましては、総合計画策定委員会での協議や21世紀村づくり委員会に諮問し、各部会及び全体会で協議を行い、議案書の通りの内容で答申をいただいておりますことを申し添えまして、内容を説明させていただきます。

今回の提案でございますが、現行の野田村総合計画が令和7年度をもって満了することや、本村の行政運営の基本方針とするため、令和8年度から令和17年度までの10年間の野田村総合計画を策定するものであり、基本構想および基本計画について、野田村議会の議決すべき事件を定める条例の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。議案書の1ページをご覧くださいと思います。基本構想の計画年次を令和8年度から令和17年度までの10年間とするものでございます。2ページをお開き願います。第1章は村の将来像として、『「やりがい」と「生きがい」を実感でき、住んでいることを誇りに思えるむら』とし、これを実現するために6つの基本目標を掲げております。

1つ目は、産業振興による地域活力の増進をめざして。

2つ目は、ふるさとを愛し、夢と希望をもって、未来をたくましく創造する人づくりをめざして。

3つ目は、誰もが安心して暮らせる社会福祉をめざして。

4つ目は、魅力ある生活基盤をめざして。

5つ目は、安全で安心できる住みよいむらをめざして。

6つ目は、住民と行政の連携による持続可能なむらをめざして。の6つの基本目標を掲げ、本村の将来像の実現に向けて取り組むとしております。2ページの中段になりますが、計画の主要な指標として、各施策を展開することにより人口減少をゆるやかにし、令和17年度における総人口を3,400人程度と見込んでおります。3ページになりますが、村民所得におきましては、就業者数は緩やかに減少するものの、一時産業における高齢者の就業者数を加味し、令和2年度と同水準の250万円と見込んでおります。4ページをお開き願います。第2章は施策の大綱について、先ほど述べました6つの基本目標ごとに、10ページまで基本方針や施策の方向性について掲載しております。次に、11ページをお開き願います。基本計画におきましては、令和8年度から令和12年度までの前期5年間の計画期間としております。次に、12ページから62ページまでありますが、基本構想に掲げる目標を実現するため、6つの基本目標ごとに、現況と課題を分析し、実現するための施策の方向性について、体系的に掲載しております。

以上で、基本構想および基本計画についての説明を終わりますが、このほか野田村総合計画は、計画の概要をまとめた総論や、基本施策ごとに主要事業の目標指標と事業計画を掲載した、主要事業計画および野田村まち・ひと・しごと創生総合戦略、野田村国土強靱化地域計画の合冊からなる計画となっております。

ます。合冊しました野田村総合計画は、議決をいただいたのちに、年度内に議員の皆様のお手元にお届けしたいというふうに考えております。以上で、議案内容の説明を終わります。

議長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第15号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議長 次に、日程第13、議案第16号「野田村過疎地域持続的発展計画を策定することに関し議決を求めることについて」を議題といたします。
議案内容の説明を求めます。
総務課長。

総務課長 ただいま議題となりました、議案第16号「野田村過疎地域持続的発展計画を策定することに関し議決を求めること」につきまして、その内容をご説明いたします。はじめに、議案書の次のページに添付いたしました、議会説明資料をご覧ください。1つ目でございます「過疎地域持続的発展計画について」ですが、令和3年4月1日に新たに施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づきまして、引き続き、財政上の特別措置を活用するため、新たな過疎計画を策定し、対象とする事業を計画的に位置づける必要があることから、本村の持続的発展を図るため、議会の議決を経て、計画を策定するものであります。2つ目の「過疎計画を策定するに当たっての考え方」ですが、策定に当たっては、村の基本となる総合計画を踏襲しており、事業を推進するにあたり、必要な財政上の特別措置を活用するために対象事業を定めるものであります。3つ目の「これまでの経過」でございますが、村総合計画の策定と並行しながら作業に当たっており、岩手県への事前協議等を踏まえて、計画をまとめてまいりました。2月10日開催の21世紀村づくり委員会全体会への説明を経て、岩手県へ本計画を提出しております。去る2月27日に岩手県の同意があったことから今回、議案を提案するものであります。4つ目の「今後のスケジュールについて」ですが、議決をいただいたのち、本計画を総務大臣等、関係各省に提出予定であります。5つ目の「財政措置」についてであります。過疎対策事業債の毎年度の元利償還金の70パーセントに相当する額が地方交付税として措置されることになっております。

次に、計画の概要について説明させていただきます。お手元の「野田村過疎

地域持続的発展計画」をご覧いただきたいと思います。まず、1～11ページまでは、村の概況等をまとめており、11ページをお開き願います。11ページの(5)には、地域の持続的発展のための基本目標として、村総合計画と同じ基本計画6つについて目標を掲げております。次に、12ページをお開き願います。12ページの中段に記載しておりますが、計画の期間を令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間としております。15ページからは、基本目標実現のために、各種事業の現況と問題点、その対策、事業計画等を記載しており、村総合計画、国土強靱化地域計画、総合戦略等とも整合性を図っているところでございます。全計画と変わりました主な事業といたしましては、19ページの下段になります。計画の事業内容の説明欄の2番目になります。県が施行する事業に対しまして村が一部を負担する「県営基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金」。20ページの事業内容の欄の6番目、同じく、県が施行する事業に対し村が一部を負担する「広域漁港整備事業負担金」。25ページの下段になります。事業内容の欄の1番目「野田中学校改修事業」。それから、34ページの上段になります。事業内容の5番目「旧玉川児童館解体事業」などがあります。今後につきましては、各種事業等および財政状況も勘案しながら、予算編成時の各課の重点項目ヒアリング等を経て、計画的に事業を進めてまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。

議 長 これより本案に対し、質疑を許します。質疑ありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
次に討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第16号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、日程第14、議案第21号「令和8年度野田村一般会計予算」から議案第26号「令和8年度野田村下水道事業会計予算」までの6件を、会議規則第36条の規定により、一括して議題といたします。

議 長 本定例会において、予算特別委員会に付託していた「令和8年度各会計予算」の審議が終了した旨、予算特別委員長より申し出がありましたので、委員長の報告を求めます。
予算特別委員長。

中川大和予算特別委員長 本定例会において、予算特別委員会に付託されました、議案第21号「令和8年度野田村一般会計予算」から議案第26号「令和8年度野田村

下水道事業会計予算」までの令和８年度各会計予算６件について、去る３月９日、１０日の２日間にわたり委員会を開催し、審査いたしました。

審査につきましては、各般わたり、活発な質疑、答弁が交わされたところがありますが、本委員会は議長を除く議員全員で構成された委員会であり、委員会における質疑、答弁など詳細な審査内容につきましては各位の承知するところでありますので、その結果についてご報告いたします。

議案第２１号から議案第２６号までの６件につきましては、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。

予算特別委員会は、当職を除く議員全員で構成された委員会でありますので、議案第２１号から議案第２６号までの各議案についての、委員長に対する質疑を省略し、議案ごとに討論を行い採決したいと存じますが、これにご異議ありませんか。

(なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。

議長 まず、議案第２１号「令和８年度野田村一般会計予算」について、討論・採決を行います。

討論がありますので、まず原案に反対の議員の討論を許します。

(反対討論なし)

議長 反対討論なしと認めます。

議長 次に原案に賛成の議員の討論を許します。
山田陽子君。

山田議員 令和８年度野田村一般会計予算案に対し、賛成の立場から討論をいたします。私が当該予算案に賛成するのは、野田村地域づくり交付金事業と、小中学校の給食費の無償化事業の支出であります。その理由は次の通りです。令和７年度予算は、小野寺村長が就任しまもなくのことで、骨格予算であったこともあり、本格的に小野寺村長の手腕がこの令和８年度一般会計予算案に計上されたものだと感じています。こうした中で、小野寺村長の「村民の声に真摯に耳を傾け、地域の課題等現場主義を大切にしながら、将来に希望を持てる村づくりを推進していく」強い姿勢と、少子化対策はもちろん、高齢化率の増大に対する対策は、待ったなしの状況の中で、人口減少などが問題視される、村内各地域自治会の課題解決の解消の一助に、この新たな「野田村地域づくり交付金事業」と国では給食費の無償化は小学校のみであります。村においては小中学校の全児童生徒への無償化となることは、高齢化率の増大に対する対策と、少子化対策に繋がる大きな一歩であると考えます。昨今の物価高騰などによる影響や、高齢者人口の伸びと、人口の自然減等に鑑み、本村に生活する住民が安心安全に暮らしていくための村づくりを、さらにこれまでの取り組みを前進させ、より一層推進していくことを確信しています。

一方で、交流物産等複合施設の新設移動により、旧観光物産館管理委託業務委託費については、十分な検証と、検討が不足しているのではないのでしょうか。村としてこれから、これらに取り組む、しっかりとした姿勢と、議論を重ね、今後はこれまで以上に様々な問題や課題等を吟味し、精査し、進めていくことがより一層求められる時代となり、大事なことだと考えますので、あえてこのことを指摘させていただきます。

村長施政方針演述にあります、将来に希望が持てる村づくりに向けて、現場主義を大切にしながら、職員一丸となって、村政運営に取り組んでいく。このことに期待を込め、私の賛成討論といたします。

以上のことから、議員各位の皆様におかれましても、賛成の賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議 長 ほかに討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第21号に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、議案第22号「令和8年度野田村国民健康保険事業特別会計予算」について、討論・採決を行います。
これより、討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第22号に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、議案第23号「令和8年度野田村後期高齢者医療特別会計予算」について、討論・採決を行います。
これより、討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。

議案第23号に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、議案第24号「令和8年度野田村国民宿舎事業特別会計予算」について、
討論・採決を行います。
これより、討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第24号に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、議案第25号「令和8年度野田村簡易水道事業会計予算」について討論・
採決を行います。
これより、討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第25号に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議 長 次に、議案第26号「令和8年度野田村下水道事業会計予算」について討論・
採決を行います。
これより、討論に入ります。討論ありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第26号に対する委員長報告は、「可決すべきもの」であります。
本案は、委員長報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
(なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

議長 次に、日程第15、報告第1号「議会改革等に関する事項」を議題といたします。

議会改革等に関する調査特別委員会に付託しておりました事項について令和7年度における調査結果を報告したい旨、申し出がありましたので、委員長の報告を求めます。

議会改革等に関する調査特別委員長。

米田徳一郎議会改革等に関する調査特別委員長 令和7年度の議会改革等に関する調査特別委員会の調査結果についてご報告申し上げます。本委員会では本年度、議会改革等に関する次の項目について、調査・研究を行って参りました。その結果を次のとおりご報告いたします。広報広聴常任委員会の設置について。令和7年6月議会定例会において、野田村議会委員会条例の一部を改正する条例を発議し、広報広聴常任委員会を設置いたしました。2つめ、議員報酬について。令和7年12月9日、「議員のなり手不足対策及び議会への多様な人材の参画等に関する申し入れ書」を取りまとめ、議長を通じて村長へ手交いたしました。今後におきましても、開かれた議会の実現に向け、引き続き住民の付託に応えられる議会運営が図られるよう、より一層努力して参ります。以上で、令和7年度の本委員会の活動報告といたします。

議長 以上で、議会改革等に関する調査特別委員長の報告が終わりました。

本委員会は、当職を除く議員全員で構成された委員会でありますので、委員長に対する質疑を省略することにご異議ありませんか。

(なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。

以上で、報告第1号を終わります。

議長 次に、日程第16、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題といたします。

議長 委員長から、令和8年度において、所管する事項の閉会中の継続調査についての申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のあった事項につきましては、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のあった事項については、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議 長 次に、日程第17「議員を派遣することに関し議決を求めることについて」を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第119条の規定により、お手元に配付しております「議員派遣計画」のとおり、議員を派遣することにしたいと存じますが、これにご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は、「議員派遣計画」のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

議 長 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

第11回野田村議会定例会に提出されました、すべての案件が議了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉じ、本定例会はこれにて閉会いたします。

(閉会 14時23分)

